第３　健康福祉部各課の事業体系・内容

1　健康福祉政策課　事業体系

「（新）」は新規事業、「（単）」は県単独事業を表す

			頁
安全で安心できる県民生活の確保	被災者の救助・支援	災害被災者の救助	40
		被災者生活再建支援制度実施事業	40
		災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）事業（単）	40
健康福祉施策の総合的な推進		社会福祉審議会（単）	41
		保健医療計画推進事業（単）	41
		保健医療計画策定・検討事業（単）	41
		地域保健医療推進協議会費（単）	42
情報通信技術を活用した行政・公共サービスの展開	保健・医療・福祉分野における高度情報化の推進	厚生統計調査事業	42
		福祉総合情報システム運営費（単）	43
		衛生総合情報システム運営費（単）	43
保健・医療・福祉を支える人材の育成と体制の整備	保健・医療・福祉を支える人材の育成	保健福祉職員研修（単）	43
		福祉人材センター運営事業	44
		福祉・介護人材緊急確保事業	44
		（新）社会福祉施設人材確保応援事業	44
	地域における福祉活動の推進と相談体制の充実	地域福祉計画推進・支援事業（単）	45
		地域の縁がわ彩り事業（単）	45
		健軍くらしささえ愛工房管理事業（単）	46
		地域の結いづくり活き活き事業	46
		地域の支事おこし事業（単）	47
		地域共生くまもとづくり事業（単）	47
		社会福祉施設借入金利子補給事業（単）	47
		社会福祉法人指導監督事務	48
		県社協活動助成費	48
		民生委員費	48
		県ボランティアセンター事業費補助	49
		社会福祉功労者表彰（単）	49
	権利擁護のための支援体制の整備	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	49
		福祉サービス運営監視・苦情解決事業	50
		福祉サービス第三者評価推進事業（単）	50
やさしいまちづくりの推進	やさしいまちづくりの計画的推進	やさしいまちづくり推進協議会等運営事業（単）	50
	市町村、事業者、県民への啓発と支援	UDやさしいまちづくり普及啓発事業（単）	51

災害被災者の救助

１　災害救助法による災害救助

火災、風水害、地震等の災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。具体的な救助業務については県が行うが、救助を迅速に行うため、事務の一部を市町村が行うこととすることができる。

〈救助の種類〉　避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、災害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の捜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償

２　災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、市町村が条例に基づき貸付を行うもので、県はその貸付原資の全額を市町村に貸し付けて被災者の援護を行っている。

３　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

災害により死亡した者の遺族及び災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた住民に対し、市町村が条例に基づき災害弔慰金（生計維持者500万円以内 その他250万円以内）及び災害障害見舞金（生計維持者250万円以内その他125万円以内）を支給する場合、県はその経費の一部を市町村に補助して遺族及び障がいを受けた者の援護を行っている。

被災者生活再建支援制度実施事業

（事業開始年度：平成11年度）

実施主体	県	負担割合	国１／２　基金１／２
平成26年度予算額	－千円	（根拠法令等） 被災者生活再建支援法第３条	
平成25年度予算額	－千円		

＜目　　的＞

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

＜事業内容＞

被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害が発生し、居住する住家が全壊または大規模半壊となった世帯からの申請により、住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を支給する。

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全　壊	大規模半壊
支給額	１００万円	５０万円

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補　修	賃　借
支給額	２００万円	１００万円	５０万円

＊　世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額

災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ）事業(単)

（事業開始年度：平成25年度）

実施主体	県	負担割合	県１０/１０
平成26年度予算額	1,428千円	（根拠法令等） 災害救助法、熊本県地域防災計画	
平成25年度予算額	1,434千円		

＜目　　的＞

災害の発生時に、避難所等において、高齢者や障がい者などの生活に介助が必要な方々を支援する「熊本ＤＣＡＴ」の派遣に備え、体制を整備する。

＜事業内容＞
1　熊本ＤＣＡＴが発災直後から避難所等において迅速に活動できるよう、熊本ＤＣＡＴ登録者に対して派遣を想定した研修を実施する。
2　県の要請に基づく活動時の不慮の事故に備え、傷害保険に加入する。

社会福祉審議会㊫

（事業開始年度：昭和26年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	298千円	（根拠法令等） 社会福祉法第７条 熊本県社会福祉審議会条例		
平成25年度予算額	314千円			

＜目　　的＞
社会福祉に関する事項を調査審議する機関を設置し、知事の諮問に対し、意見の具申を行う。
＜事業内容＞
社会福祉審議会の開催。
専門分科会として、①民生委員審査専門分科会　②児童福祉専門分科会　③高齢者福祉専門分科会　④身体障害者福祉専門分科会を設置している。

保健医療計画推進事業㊫

（事業開始年度：平成14年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	288千円	（根拠法令等） 医療法第30条の4		
平成25年度予算額	304千円			

＜目　　的＞
熊本県保健医療計画の進捗状況の把握を行うなど、計画の着実な推進を図る。
＜事業内容＞
熊本県保健医療推進協議会を開催し、計画に定めた評価指標の数値把握などの進捗管理を行い、計画の着実な推進を図る。

保健医療計画策定・検討事業㊫

（事業開始年度：平成25年度）

実施主体	県		負担割合	県１０/１０
平成26年度予算額	722千円	（根拠法令等） 医療法第30条の４		
平成25年度予算額	1,000千円			

＜目　　的＞
５年ごとに改定される熊本県保健医療計画の策定、検討を行う。
＜事業内容＞
H27年度に策定を行う「地域医療ビジョン」について、国からの説明会等への出席による情報収集やビジョン策定のための検討体制を整える。

地域保健医療推進協議会費㊫

（事業開始年度：昭和56年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	2,871千円	（根拠法令等） 医療計画の作成及び推進における保健所の役割について （H19.7.20健総発第0720001号厚生労働省健康局総務課長通知）	
平成25年度予算額	3,023千円		

＜目　　的＞

二次保健医療圏ごとに地域保健医療推進協議会を開催し、地域保健医療計画の進捗状況の把握を行うなど、計画の着実な推進を図る。

＜事業内容＞

Ｈ24年度策定した二次保健医療圏ごとの第６次地域保健医療計画について、各地域で地域保健医療推進協議会を開催し、計画に定めた評価指標の数値把握などの進捗管理を行い、計画の着実な推進を図る。

厚生統計調査事業

実施主体	県	負担割合	国１０／１０（国庫委託事業）
平成26年度予算額	10,751千円	（根拠法令等） 平成26年度厚生労働統計調査の委託について	
平成25年度予算額	14,065千円		

＜目　　的＞

人口の動態に関する調査及び保健、医療、福祉に関する各種調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。また、調査結果は、県の行政施策に活用するほか、市町村、県民等に提供し、保健、医療、福祉の向上に役立てる。

＜事業内容＞

各種統計調査を実施するとともに、衛生統計年報等の統計資料の作成を行う。　　（平成26年度実施予定の調査）

調査・報告名	調査・報告の内容
人口動態調査	戸籍法及び死産の届出に関する規程に基づき届けられた出生、死亡、婚姻、離婚、死産の各事件の状況を調査
医療施設調査	医療施設（医療法に定める病院・診療所）を対象に、施設名、開設者、従事者数、病床数、診療科目等を調査
病院報告	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を報告
患者調査	層化無作為抽出した医療施設を利用する患者を対象に、性別、年齢、入院・外来の別、受療の状況、診療費等の支払方法等を調査
受療行動調査	層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を対象に、診察までの待ち時間、診察内容、病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、満足度等を調査
医師・歯科医師・薬剤師調査	医師・歯科医師・薬剤師の性別、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等を調査
地域保健・健康増進事業報告	保健所、市町村における保健衛生事業の活動状況、市町村における健康増進事業の実施状況を報告
衛生行政報告例	県・指定都市・中核市における公衆衛生、医務、薬務関係行政の業務実績及び母体保護統計等を報告
介護サービス施設・事業所調査	介護保険施設、居宅サービス事業所等全数を対象に、介護サービスの提供体制、提供内容を調査
国民生活基礎調査	国勢調査の調査区から抽出された地区の全世帯について、世帯及び世帯員の状況、家計支出の状況等を調査
福祉行政報告例	県・指定都市・中核市における社会福祉関係行政の業務実績を報告
社会福祉施設等調査	社会福祉施設等の種類、名称、所在地、在所者、従事者等の状況を調査
社会保障・人口問題基本調査(第７回世帯動態調査)	平成26年国民生活基礎調査地区内より無作為抽出した300調査区の全世帯を対象に、現在の世帯規模・構成、過去５年間の世帯主経験、親元からの離家、配偶関係の変化等世帯変動の実態と要因を調査
所得再分配調査	平成26年国民生活基礎調査地区内より無作為抽出した500単位区内の全世帯を対象に、保険等の拠出金・受給金の状況、医療の受療状況、介護の給付状況、保育所の利用状況等を調査

福祉総合情報システム運営費㊫

（事業開始年度：平成元年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	9,508千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	9,561千円	熊本県総合情報通信高度化計画	

＜目　　的＞

急速に進む高齢化、多様化する福祉ニーズ、増大・複雑化する行政施策など急変する福祉環境の中で、事務の簡素化・迅速化、正確化、行政需要の多様化への対応、行政サービスの質の向上を図るため、各種福祉業務の電算処理を行う福祉総合情報システムを運用する。

＜事業内容＞

１　対象業務

①生活保護業務　②児童福祉施設措置業務　③児童相談業務
④児童扶養手当支給業務　⑤母子寡婦福祉資金貸付業務　⑥身体障害者手帳交付業務
⑦療育手帳交付業務　⑧特別児童扶養手当支給業務　⑨特別障害者手当等支給業務
⑩理学判定業務　⑪心身障害者扶養共済業務　⑫女性相談業務

２　システムの構成

県庁のサーバーと県設置福祉事務所等のパソコンを県庁ＬＡＮで結び、１の各業務を行う。

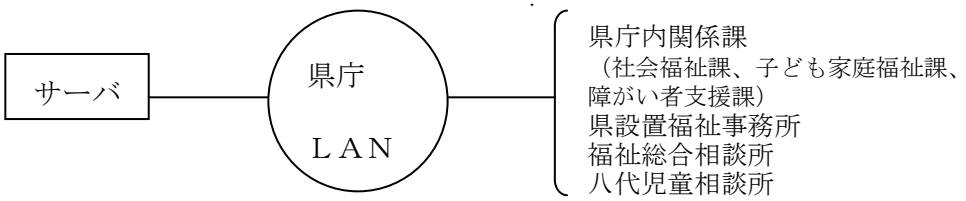

衛生総合情報システム運営費㊫

（事業開始年度：平成２年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	18,952千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	18,778千円	熊本県総合情報通信高度化計画	

＜目　　的＞

保健所と県庁をオンラインで結び、安全性と信頼性の高いシステムを構築し、また利活用することで、保健・医療に関する各種データの一元化と、事務の効率化、迅速化、省力化、正確化と共に個人情報の保護を図る。

また、保健所を地域保健医療サービスの情報拠点と位置づけ、オンラインで得た情報を基に、データの集計・分析をすることで、市町村や保健医療関係団体などへの情報提供機能強化、及び第６次熊本県保健医療計画の着実な施策評価のための調査研究・企画整備機能の充実を図る。

＜事業内容＞

衛生総合情報システム運営事業

県庁のサーバーと保健所等のパソコンをオンラインで結び、次の各システム等の運用を行う。

①看護師免許・看護従事者届システム　②医療施設等台帳管理システム
③公費負担医療費・従事者情報システム　④薬務情報・生活衛生情報・特定給食施設指導システム

保健福祉職員研修㊫

（事業開始年度：昭和59年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	6,680千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	7,034千円	社会福祉法、地域保健法、健康福祉部研修基本方針	

＜目　　的＞

保健福祉業務に携わる職員等を対象にした研修を企画・実施するとともに、県民の健康・福祉の増進に資する人材を育成する。

＜対　　象＞

本庁・各出先機関・地域振興局・市町村で保健福祉業務に従事する職員

＜事業内容＞

１　集合による研修
２　派遣による研修

福祉人材センター運営事業

（事業開始年度：平成４年度）

実施主体	県	負担割合	国１／２　県１／２（一部　基金１０／１０）
平成26年度予算額	24,261千円	（根拠法令等） 社会福祉法第93条	
平成25年度予算額	24,311千円		

＜目　　的＞

福祉人材の量の確保を図る観点からその就労を支援・促進するとともに、県内従事者の労働実態等の調査及び経営者や従事者に対する研修等を実施し、質の高い福祉人材の確保を図る。

＜対　　象＞

社会福祉事業従事者、社会福祉事業経営者、社会福祉事業に従事しようとする者

＜事業内容＞

熊本県社会福祉協議会に委託して、①無料職業紹介（就労あっせん）、②就労促進（福祉講座、職場ガイダンス、講習会等）、③社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究、④事業所等の運営管理職員に対する研修、⑤人材確保に関する経営者への相談・援助、⑥社会福祉に関する啓発・広報活動を実施する。

福祉・介護人材緊急確保事業

（事業開始年度：平成21年度）

実施主体	県	負担割合	基金１０／１０（緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)）
平成26年度予算額	36,337千円	（根拠法令等） 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）管理運営要領（平成24年11月30日付社援発1130第３号厚生労働省社会・援護局長通知）	
平成25年度予算額	36,326千円		

＜目　　的＞

近年の福祉・介護分野における人材確保の厳しい状況を踏まえ、福祉・介護人材の参入促進、資質向上及び定着支援のための取組みを推進する。

＜事業内容＞

（１）福祉・介護人材参入促進事業

熊本県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、学生を対象とした職場体験、高齢者や主婦等を対象としたボランティア体験、福祉・介護セミナー等を実施し、将来にわたって人材の安定的な参入促進を図る。

（２）潜在的有資格者等再就業促進事業

熊本県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、他分野からの離職者等を対象とした職場体験等を実施し、福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知ってもらい当該分野への再就業を支援する。

（３）福祉・介護人材マッチング機能強化事業

熊本県社会福祉協議会に専門員を配置し、施設・事業所の求人ニーズの把握と求職者の適正の確認及び就業後のフォローアップ、合同面接会の開催等により、人材の円滑な参入と確実な定着を図る。

㊟ 社会福祉施設人材確保応援事業㊥

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	2,302千円	（根拠法令等） 第２期熊本県地域福祉支援計画	
平成25年度予算額	千円		

＜目　　的＞

福祉・介護分野の人材確保、定着促進を図るため、他の模範となる職員処遇を行っている社会福祉施設を表彰し、県内施設等に広く周知を行う。

＜対　　象＞

福祉・介護事業を実施している社会福祉法人

＜事業内容＞
１　優良社会福祉施設の表彰
　　職員の処遇改善等に取り組む優良施設を外部審査員による審査会で決定し、表彰する。
２　応援アドバイザー派遣
　　給与が特に低い施設や離職率が高い事業所等に公認会計士等の専門家を派遣し、給与改善等の助言指導を行う。

地域福祉計画推進・支援事業㊫

（事業開始年度：平成15年度）

実施主体	県		負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	1,323千円	（根拠法令等） 社会福祉法第107条、第108条		
平成25年度予算額	1,124千円			

＜目　　的＞
熊本県地域福祉支援計画及び各市町村地域福祉計画に基づき、地域住民やボランティア、ＮＰＯ、行政や社会福祉法人などが協力して、住民誰もがその人らしく自立し、安心して暮らすことのできる地域共生社会づくりを推進する。また、先駆的な地域の個性豊かな取組みを支援して、県下各地に多様な福祉サービスを創出する。
＜対　　象＞
市町村、社会福祉協議会、ボランティア、ＮＰＯ法人、民間福祉活動団体及び地域住民などの地域福祉関係者
＜事業内容＞
１　地域福祉トップセミナーの開催
　　地域福祉の推進について市町村トップの理解を得るため、地域福祉の先進地の事例紹介等を内容として、市町村長や議長等を対象としたセミナーを開催する。
２　熊本県地域福祉推進委員会の開催
　　地域住民、福祉活動実践者、学識経験者、福祉関係団体及び市町村の代表者からなる委員会を開催して、本県における地域福祉支援計画の推進状況を検証し今後の計画の推進に反映する。

地域の縁がわ彩り事業㊫

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	事業１：社会福祉法人、ＮＰＯ法人、福祉活動を行う任意団体、福祉活動を行う株式会社等 事業２：県（委託先：NPO法人おーさぁ） 事業３及び４：県	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	21,448千円	（根拠法令等） 第２期熊本県地域福祉支援計画 平成２６年度地域の縁がわ彩り事業補助金交付要領	
平成25年度予算額	21,578千円		

＜目　　的＞
子どもから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、誰もが集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」や「地域の縁がわ」に取り組みながら介護や子育てなど日中及び夜間の支援を行う小規模多機能サービス施設「地域ふれあいホーム」に取り組む団体を支援する。
＜対　　象＞
社会福祉法人、ＮＰＯ法人、福祉活動を行う任意団体、福祉活動を行う株式会社等
＜事業内容＞
１　地域の縁がわ彩り事業補助
「地域の縁がわ」「地域ふれあいホーム」を立ち上げる際に必要となる施設整備費用を助成する。
２　地域の縁がわづくり支援
地域の縁がわの相談窓口を設け、各種相談対応を行いながら、研修会等を開催し、地域の縁がわの普及を行う。
３　パンフレットの作成
地域の縁がわのパンフレットを作成し、認知度及びイメージの向上を図りながら、地域の縁がわの更なる登録を推進する。
４　各地域における情報交換会の開催等
各広域本部単位で、団体相互の活動情報の交換や交流の機会を創出し、活動の活性化を図り、地域の縁がわの活発な活動を促す。

健軍くらしささえ愛工房管理事業㊣

（事業開始年度：平成17年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	1,052千円	（根拠法令等） 第２期熊本県地域福祉支援計画	
平成25年度予算額	808千円		

＜目　　的＞

平成17年10月に、県営健軍団地の１階に地域の拠点「地域の縁がわ」のモデルとして整備した「健軍くらしささえ愛工房」を民間団体（ＮＰＯ法人おーさぁ）に貸付け、地域住民、商店街、ボランティア等とのパートナーシップによる事業運営を行いながら、先駆的な地域福祉サービスのモデルを県内市町村や関係機関へ普及・啓発する。

＜事業内容＞

健軍くらしささえ愛工房（熊本市東区栄町2-15）の管理・運営

＜施設概要＞

施設内容	基本施設
①くらし安心処（約650㎡） 先駆的な在宅福祉サービスを開発･普及するための複合在宅福祉サービスセンター	食堂及び機能訓練室、静養室、相談室 談話室、厨房、浴室、脱衣室、トイレ デイサービス・ホームヘルパー、事務室
②地域の縁がわ（約350㎡） 誰もが気軽にサービスを利用したり、サービス提供に参加できる多機能地域福祉拠点	プレイルーム、ほふくルーム、授乳室、 喫茶スペース、交流スペース、トイレ

地域の結いづくり活き活き事業

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	事業１：県（委託先：（福）熊本県社会福祉協議会） 事業２：市町村 事業３：県	負担割合	事業１：国１／２　県１／２ 事業２：国８／１０ 県２／１ 事業３：県１０／１０
平成26年度予算額	19,524千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策事業の実施について(H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知) 第２期熊本県地域福祉支援計画 水俣病総合対策費補助金交付要綱	
平成25年度予算額	18,230千円		

＜目　　的＞

身近な地域で、住民が支えたり支えられたりする小地域ネットワーク活動等を普及することにより、誰もが身近な地域で安心して生活できるまちづくりを推進する。

＜事業内容＞

１　小地域ネットワーク活動支援事業

すべての市町村で組織的な見守り活動の普及啓発のために、ネットワーク活動支援員ステップアップ研修や地域福祉推進フォーラムなどを開催する。

２　水俣・芦北地域見守り活動等推進事業

水俣市、芦北町、津奈木町に地域福祉コーディネーターを配置する経費を補助して、地域から孤立した要援護者への安否確認やちょっとした生活支援など地域住民による見守り支え合う仕組みづくりを推進する。

３　見守り活動普及推進事業㊣

熊本見守り応援隊の取組みを県民に啓発し、県民の見守りに関する意識を高めるために啓発用ののぼり旗、シール等を作成する。

地域の支事（しごと）おこし事業㊫

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	376千円	（根拠法令等）		
平成25年度予算額	943千円	第２期熊本県地域福祉支援計画		

＜目　　的＞

高齢者、障がい者、子育て中の親等が主役となり、「地域の縁がわ」を拠点とする起業化モデルづくりを行い、行政に頼らない地域福祉づくりを推進する。

＜事業内容＞

がまだす縁がわ発掘調査事業

「地域の縁がわづくり」等に取り組んでいる団体に対して現地調査を行い、起業化の可能性がある素地を有しているものの、商品化、販売等に結びついていない事例を発掘して支援策を探る。

地域共生くまもとづくり事業㊫

（事業開始年度：平成３年度）

実施主体	社会福祉法人、ＮＰＯ法人、地域福祉に取り組んでいる民間団体	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	10,375千円	（根拠法令等） 第２期熊本県地域福祉支援計画 第３期熊本県やさしいまちづくり推進計画 平成２６年度地域共生くまもとづくり事業補助金交付要領	
平成25年度予算額	10,375千円		

＜目　　的＞

第２期熊本県地域福祉支援計画に掲げている「地域の結いづくり」「地域の縁がわづくり」「安心の礎づくり」や第３期熊本県やさしいまちづくり推進計画に係る取組みを進めるために、地域福祉活動団体等が行う創意工夫を凝らした先駆的・モデル的な福祉活動等に対して、熊本県地域福祉基金による活動費の助成を行い、本県における地域福祉の増進を図る。

＜対　　象＞

地域福祉に取り組んでいる民間団体（社会福祉法人、ＮＰＯ法人、地域福祉活動団体等）

＜事業内容＞

第２期熊本県地域福祉支援計画及び第３期熊本県やさしいまちづくり推進計画の推進に寄与する先駆的・モデル的なソフト事業に取り組む民間団体等への助成

社会福祉施設借入金利子補給事業㊫

（事業開始年度：昭和45年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	952千円	（根拠法令等）		
平成25年度予算額	2,747千円	熊本県社会福祉施設借入金利子補助金交付要領		

＜目　　的＞

社会福祉事業の振興

＜対　　象＞

社会福祉法人及び民法第34条に基づき設立した法人

＜事業内容＞

社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた社会福祉施設整備資金の償還利子の助成（平成14年度以降分は対象外）

助 成 率：（借入時利率－1.5%）／借入時利率

助成期間：12年間

平成25年度実績　31法人

社会福祉法人指導監督事務

実施主体	県		負担割合	県１０／１０（一部国１／２、県１／２）
平成26年度予算額	472千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策事業の実施について （H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知） 熊本県社会福祉施設等指導監査要項		
平成25年度予算額	500千円			

＜目　　的＞

社会福祉協議会等の社会福祉法人の健全な経営と運営基盤の向上を図る。

＜対　　象＞

社会福祉法人（町村社会福祉協議会等）

＜事業内容＞

社会福祉法人（町村社会福祉協議会等）の指導監査を実施する。

県社協活動助成費

（事業開始年度：昭和26年度）

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会		負担割合	県１０／１０（一部基金１０／１０）
平成26年度予算額	30,201千円	（根拠法令等） 熊本県社会福祉協議会運営費補助金交付事務取扱要領		
平成25年度予算額	30,950千円			

＜目　　的＞

熊本県社会福祉協議会の運営費を補助することによって、地域福祉活動の充実と発展を図る。

＜事業内容＞

熊本県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員等の人件費及び事業費に対する助成

民生委員費

（事業開始年度：昭和23年度）

実施主体	県、市町村（熊本市を除く）		負担割合	県１０／１０（一部国１／２、県１／２）
平成26年度予算額	179,808千円	（根拠法令等） 民生委員法第５条、第６条、第18条、第20条、第26条 セーフティネット支援対策事業の実施について （H17.3.31社援発第0331021号厚生労働省社会援護局長通知）		
平成25年度予算額	180,705千円			

＜目　　的＞

社会福祉の増進のために住民の立場に立って相談や援助を行う民生委員・児童委員を支援する。

＜対　　象＞

民生委員・児童委員、市町村民生委員・児童委員協議会、市町村民生委員推せん会

＜事業内容＞

１　民生委員・児童委員に対する手当を支給する。

２　民生委員・児童委員が地域福祉活動を行ううえで必要な社会福祉に関する知識や技術の習得を図るため次の研修会等を開催する。

①一般研修会（地域振興局単位で実施）　②新任者研修会

③市町村民生委員協議会会長研修　④民生委員・児童委員大学講座

３　市町村民生委員・児童委員協議会活動の充実や推せん会委員の活動を支援するため次の事務を行う。

①市町村民生委員･児童委員協議会の活動の充実のための助成

②市町村民生委員推せん会委員の費用弁償の助成

③単位民生委員・児童委員協議会が実施する民生委員・児童委員活動PRのための助成

４　一斉改選

平成25年12月1日付で民生委員・児童委員の一斉改選を行う。任期は３年。

県ボランティアセンター事業費補助

（事業開始年度：平成６年度）

実施主体	（福）熊本県社会福祉協議会	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	6,738千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策事業の実施について (H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知)	
平成25年度予算額	7,093千円		

＜目　　的＞

熊本県社会福祉協議会に設置されている熊本県ボランティアセンターにおいて、市町村ボランティアセンターへの支援やボランティア活動に参加しやすくするための体制整備を促進することにより、ボランティア活動の推進を図り、地域における福祉コミュニティの形成を図る。

＜事業内容＞

１　需給マッチング事業（インターネットを活用した最新情報の発信、県ボランティアセンターの運営等）

２　人材育成事業（ボランティアコーディネーター研修等）

３　災害ボランティア活動支援事業（災害ボランティアセンター設置訓練等）

社会福祉功労者表彰㊟

（事業開始年度：昭和35年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	379千円	（根拠法令等） 熊本県社会福祉功労者及び団体等知事表彰実施要綱	
平成25年度予算額	577千円		

＜目　　的＞

社会福祉の向上に著しい功績のあった者及び団体を表彰することにより、長年の労苦をねぎらうとともに、福祉の啓発、社会福祉に対する理解と意識の高揚を図る。

＜対　　象＞

ボランティア、施設職員、ホームヘルパー、心身障がい者自立更生者、民生委員・児童委員等

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

（事業開始年度：平成11年度）

実施主体	県（委託先：(福)熊本県社会福祉協議会）	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	34,698千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策事業の実施について (H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知)	
平成25年度予算額	34,739千円		

＜目　　的＞

熊本県社会福祉協議会が実施主体となって、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用等を援助し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。

＜事業内容＞

１　熊本県社会福祉協議会に設置された「地域福祉権利擁護センター」において、次の業務を行う。

①市町村社会福祉協議会の指導・支援　②「契約締結審査会」（利用者の意思確認）の運営　③広報啓発業務及び生活支援員等に対する研修業務

２　熊本県社会福祉協議会若しくは熊本県社会福祉協議会から委託を受けた市町村社会福祉協議会は、次の業務を行う。

①相談・調査　②支援計画の策定、契約締結　③生活支援員の派遣、指導監督

３　生活支援員は、熊本県社会福祉協議会若しくは市町村社会福祉協議会と契約した利用者に対し、利用者の経費負担により、次の業務を行う。

(1) 福祉サービスの利用援助

①情報提供、助言　②手続き援助（申込み手続きの同行・代行、契約締結）　③福祉サービスの利用料の支払い　④苦情処理制度の利用援助　等

(2) 日常的金銭管理

通帳、権利証書等の保管等

福祉サービス運営監視・苦情解決事業

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	県（委託先：(福)熊本県社会福祉協議会）	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	6,446千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策事業の実施について (H17.3.31社援発第0331021号 厚生労働省社会援護局長通知)	
平成25年度予算額	6,785千円		

＜目　　的＞

熊本県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情を適切に解決し、また、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の適正な運営を確保する。

＜事業内容＞

1　運営適正化委員会

(1)「運営監視部会」の設置及び運営監視事業の運営

①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の監視　②実施主体に対する助言、現地調査又は勧告

(2)「苦情解決部会」の設置及び苦情解決事業の運営

①苦情解決に必要な調査、指導、助言、あっせん　②県への通報、情報提供

2　運営適正化委員会事務局

①福祉サービス利用者からの苦情受付　②運営適正化委員会及び各部会の開催に伴う事務　③事業者に対する巡回指導

福祉サービス第三者評価推進事業(単)

（事業開始年度：平成16年度）

実施主体	県	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	2,200千円	（根拠法令等） 熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱	
平成25年度予算額	2,200千円		

＜目　　的＞

福祉事業者が提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的に評価することで福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切な福祉サービスの選択に資する。

＜事業内容＞

1　第三者評価推進委員会の運営（評価機関の認証、評価基準の策定・更新等）

2　評価調査者養成研修・継続研修の実施

3　評価事業の普及啓発（パンフレットの作成、説明会の開催）

やさしいまちづくり推進協議会等運営事業(単)

（事業開始年度：平成５年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	702千円	（根拠法令等） 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 道路運送法 国土交通省自動車交通局長通知（H18.9.15）	
平成25年度予算額	739千円		

＜目　　的＞

行政、事業者、県民が一体となって取組みを推進するため、「くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会」等の推進組織を運営する。

また、熊本県福祉有償運送運営協議会を平成２２年度末に廃止し、県内各運営協議会の運営の円滑化や福祉有償運送制度の県内全域への普及促進を図るため、「熊本県福祉有償運送連絡会議」を平成２３年度に設立している。

＜事業内容＞

1　やさしいまちづくり

(1) やさしいまちづくりを全県的に推進するため、行政、事業者、県民で構成する、やさしいまちづくり推進協議会を運営

(2) やさしいまちづくりを全庁的に推進するため、全部局で構成する、やさしいまちづくり庁内推進会議を運営

2　熊本県福祉有償運送連絡会議

県内の各福祉有償運送運営協議会の運営円滑化や福祉有償運送制度の普及促進を図るため、県内の福祉有償運送運営協議会事務局担当者で構成する「熊本県福祉有償運送連絡会議」を運営する。

ＵＤやさしいまちづくり普及啓発事業㊫

（事業開始年度：平成６年度）

実施主体	県		負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	9,053千円	（根拠法令等） 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		
平成25年度予算額	9,014千円			

Ⅰ　やさしいまちづくりの普及啓発

＜目　　的＞

高齢者や障がい者等が自由に社会参加できるよう県民の障がい者等への理解の促進と、“やさしいまちづくり”の意識の高揚を図る。

＜対　　象＞

県民、事業者、市町村

＜事業内容＞

１　障がい者用駐車場利用証事業

障がい者等用駐車場の利用基準を設定し、該当する対象者に利用証（ハートフルパス）を交付する。

２　障がい者用駐車場利用施設拡充~~事業~~

ハートフルパス利用者へのサービス向上の観点から協力施設候補の洗い出しを行い、協力施設の拡充を進める。

３　やさしいまちづくり支援事業

市町村におけるやさしいまちづくりの推進に係る支援を行う。

４　おでかけ安心トイレ普及事業

誰もがトイレの心配をすることなく、安心して外出できるようにするため、一定基準を満たすトイレを対象に協力施設としての募集を行い、ホームページ等で協力施設の情報発信を行う。

Ⅱ　ＵＤ推進事業

＜目　　的＞

県民、企業・団体等並びに市町村など県全体の運動としてＵＤを展開するために、一層の普及啓発や企業・団体等の主体的なＵＤ推進の取組みについて支援を行う。併せて、ＵＤに関しての知識を深めて県内各地で具体的な取組みを実践できる人材の養成を行う。

＜対　　象＞

県民、市町村、企業、団体等

＜事業内容＞

１　ＵＤ普及啓発

多くの県民にＵＤを理解してもらい県民運動へと発展させるために、各種の普及啓発を行う。

小学生向けＵＤ教材の作成・配布する。

出前講座やパネルの作成を行う。

ＵＤ展示キットの貸出を行う。

２　ＵＤやさしいまちづくりアドバイザー派遣

ＵＤを具体的に取り入れようとする企業・団体及び学校等にＵＤ研究・実践者（ＵＤアドバイザー）を派遣して支援や助言を行い、様々な地域や分野でのＵＤの取組みを推進する。また、市町村におけるやさしいまちづくりの推進に係る支援を行う。

３　ハートフルサポーター育成事業

宿泊事業者・小売店や飲食店などのサービス事業者、交通事業者等の障がい者や高齢者と接する機会の多い事業者の従業員を対象に、障がい者等の特性や対応方法について理解を深めるための研修を行い、ハートフルサポーターとして育成する。

２ 健康危機管理課 事業体系

「（新）」は新規事業、「（単）」は県単独事業を表す

			頁
健康危機に対応した体制づくり	健康危機管理に関する体制	健康危機管理推進事業（単）	53
	感染症対策の推進	感染症予防事業	53
		新型インフルエンザ対策事業	53
		予防接種救済給付金	53
		感染症発生動向調査事業	54
		感染症指定医療機関運営指導費	54
		エイズ予防対策事業	54
		肝炎対策事業	55
		結核対策特別促進事業	55
		結核患者医療費	55
		私立学校等結核予防費補助金（単）	56
		結核検診事業	56
		風しん対策事業（新）	56
	食品の安全確保と衛生管理	食品営業監視事業（単）	56
		食品衛生監視機動班活動事業（単）	57
		食品衛生指導員巡回指導等委託事業（単）	57
		農産物の残留農薬検査指導事業（単）	57
		食中毒防止対策事業（単）	58
		食品検査指導事業（単）	58
		食品衛生検査施設業務管理事業（単）	58
		食品監視強化対策事業（単）	58
		と畜検査事業（単）	59
		BSE食肉検査体制整備事業	59
		と畜検査整備事業（単）	59
		畜水産物食品安全対策事業（単）	60
		食鳥肉処理安全対策事業（単）	60
		ふぐ処理師免許試験実施事業（単）	60
		対米輸出食肉検査事業（単）	60
		公衆衛生獣医師確保育成事業（単）	61
	動物の愛護、管理	犬取締事業（単）	61
		動物愛護管理事業（単）	61
		動物管理センター維持補修事業（単）	61
		動物愛護推進事業（単）	62

健康危機管理推進事業㊫

（事業開始年度：平成10年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	1,742千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	1,161千円	熊本県健康危機管理基本指針（H10.12.3）	

＜目　　的＞

本庁と保健所における健康危機管理体制を整備するとともに、健康被害の未然防止及び発生時の対応にあたる。

＜事業内容＞

1　部内関係課からなる健康危機管理調整会議の開催
2　関係機関の参加による健康危機管理推進会議の開催
3　健康危機発生を想定した訓練の実施
4　職員の資質向上を目的とした健康危機管理研修
5　原因の早期究明及び被害の拡大防止を目的とした実地疫学調査チームによる調査研究等
6　レジオネラ症防止対策のための説明会の実施

感染症予防事業

（事業開始年度：平成11年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０　（一部国１／２　県１／２）
平成26年度予算額	6,113千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	7,024千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３条	

＜目　　的＞

感染症の発生予防のための各種啓発活動やまん延防止のための措置を実施する。また、新興、再興感染症の予防及び発生に適切に対応するため、感染症危機管理体制の整備を図る。

＜事業内容＞

1　感染症発生に伴う措置
2　各種会議、予防啓発研修等事業
3　調査研究事業

新型インフルエンザ対策事業

（事業開始年度：平成18年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０　（一部国１／２　県１／２）
平成26年度予算額	105,607千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	183,512千円	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３条	

＜目　　的＞

新型インフルエンザの感染拡大を防止し、また、その流行による健康被害と社会的混乱を最小限に抑える。

＜事業内容＞

1　入院担当医療機関への人工呼吸器導入補助
2　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
3　訓練実施、予防啓発研修、医療従事者研修会

予防接種救済給付金

（事業開始年度：昭和52年度）

実施主体	県・市町村	負担割合	国１／２　県１／４　市町村１／４
平成26年度予算額	39,227千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	33,053千円	予防接種法第22条第２項	

＜目　　的＞

市町村が実施する予防接種が適切かつ円滑に推進されるよう指導助言を行うとともに、予防接種に係る健康被害に対し市町村が給付する医療費、医療手当等について、その一部を助成し、その救済を行う。

＜事業内容＞
1　健康被害の認定を受けた者に対し医療費の自己負担額等を給付した市町村に対する助成
　給付の種類
　①医療費及び医療手当　②障害児養育年金　③障害年金　④死亡一時金　⑤葬祭料
2　健康被害発生時に市町村が開催する調査委員会経費に対する助成

感染症発生動向調査事業

（事業開始年度：昭和53年度）

実施主体	県		負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	5,861千円	（根拠法令等） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第３条、第12条～第16条		
平成25年度予算額	6,168千円			

＜目　　的＞
　感染症に関する情報を迅速に収集、解析し、広く公表することで、感染症の予防を図る。
＜事業内容＞
　県内の医療機関及び感染症指定届出機関から収集した感染症発生情報を集計し、感染症発生動向調査企画委員会で解析した内容を、保健所を通して市町村、医師会や感染症指定届出医療機関などに情報提供を行う。また、県庁ホームページや新聞などを通して県民へも幅広く情報提供を行う。
　1　感染症指定届出機関からの情報収集、分析
　2　感染症発生動向調査企画委員会開催
　3　県保健環境科学研究所で実施する病原体検査

感染症指定医療機関運営指導費

（事業開始年度：平成11年度）

実施主体	県		負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	5,559千円	（根拠法令等） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第３条、第38条、第60条		
平成25年度予算額	4,200千円			

＜目　　的＞
　知事が指定する「感染症指定医療機関」の管理運営費及び市町村が実施する消毒経費等に対して助成することで、感染症のまん延防止及び感染症患者に対する医療の提供を確保する。（ただし、公立病院を除く。）
＜事業内容＞
　1　管理運営費補助
　　第１種感染症指定医療機関 …… 県内に１ヵ所２床（対象：一類、二類感染症）
　　第２種感染症指定医療機関 …… 二次医療圏毎（10ヵ所）に１ヵ所４床～（対象：二類感染症）
　2　市町村が実施する消毒等経費に対する助成

エイズ予防対策事業

（事業開始年度：昭和62年度）

実施主体	県		負担割合	国１／２　県１／２
平成25年度予算額	6,653千円	（根拠法令等） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３条		
平成24年度予算額	6,988千円			

＜目　　的＞
　エイズのまん延を防止するために「正しい知識の普及・啓発」と「相談検査体制の充実」を柱に、各種対策を実施し、エイズ拠点病院を中心とした治療体制の充実等を図る。
＜事業内容＞
　1　予防対策
　　①予防啓発活動の実施等　②保健所におけるエイズ相談、ＨＩＶ抗体検査（迅速検査）の実施

２　医療体制の整備
①エイズ（中核）拠点病院の会議及び研修派遣　②針刺し後のＨＩＶ感染防止体制整備
③エイズカウンセラー派遣

肝炎対策事業

（事業開始年度：平成20年度）

実施主体	県	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	353,969千円	（根拠法令等） 肝炎治療特別促進事業実施要綱 肝炎患者等支援対策事業実施要綱 （H23.3.31健発0331第15号厚生労働省健康局長通知） 特定感染症検査等事業実施要綱 （H14.3.27健発0327012号厚生労働省健康局長通知）	
平成25年度予算額	353,852千円		

＜目　　的＞
国内最大の感染症であるＢ型ウイルス性肝炎及びＣ型ウイルス性肝炎の早期治療の促進を図り、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。
＜事業内容＞
１　肝炎インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に関する医療費の助成
２　肝炎ウイルス無料検査の実施
３　肝疾患診療に係る関係医療機関の連携診療体制の整備
４　肝炎サロン及び市民公開講座の開催

結核対策特別促進事業

（事業開始年度：昭和61年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０　（一部国１０／１０）
平成26年度予算額	4,537千円	（根拠法令等） 結核対策特別促進事業実施要綱 （H20.3.31健発0331001号厚生労働省健康局長通知）	
平成25年度予算額	3,139千円		

＜目　　的＞
結核の発生及びまん延を防止するため、保健所を中心に結核対策事業（啓発事業・研修会等）を実施するとともに、患者への直接服薬確認（ＤＯＴＳ）を行い、患者の治療完了を図る。
＜事業内容＞
１　普及・啓発事業、関係者等研修
２　直接服薬確認（ＤＯＴＳ）事業

結核患者医療費

（事業開始年度：昭和26年度）

実施主体	県	負担割合	国３／４　県１／４
平成26年度予算額	27,030千円	（根拠法令等） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第37条、第37条の２	
平成25年度予算額	28,058千円		

＜対　　象＞
入院勧告者等結核患者
＜事業内容＞
入院勧告又は入院措置を実施した場合、又は結核患者に適切な医療を普及するため、医療費を助成する。

私立学校等結核予防費補助金

（事業開始年度：　　年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	2,475千円	（根拠法令等） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の２、第60条第１項	
平成25年度予算額	2,461千円		

＜目　　的＞

結核の発生及びまん延を防止するため、結核の定期健康診断を実施する学校又は施設に対して補助を行う。

＜事業内容＞

１　私立学校（大学、高等学校）、専修学校、施設で実施する定期健康診断での検査経費への補助

結核検診事業

（事業開始年度：　　年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０（一部国１／２　県１／２）
平成26年度予算額	15,963千円	（根拠法令等） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17条、第24条、第53条の13	
平成25年度予算額	13,873千円		

＜目　　的＞

結核の発生及びまん延を防止するため、接触者の健康診断や結核患者等の精密検査を行い、また、診査協議会を置いて結核患者の入院勧告等の事項を診査する。

＜事業内容＞

１　接触者への健康診断
２　結核患者等への精密検査
３　診査協議会の設置・運営

風しん対策事業

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	県、市町村	負担割合	県１０／１０（一部国１／２　県１／２）
平成26年度予算額	20,138千円	（根拠法令等） 特定感染症検査等事業実施要綱 (H14.3.27健発0327012号厚生労働省健康局長通知)	
平成25年度予算額	－　千円		

＜目　　的＞

妊娠を希望する者やそのパートナーに対して、抗体検査や市町村が実施する予防接種事業に助成を行うことで、風しん・先天性風しん症候群を予防する。

＜事業内容＞

１　医療機関での抗体検査
２　市町村が実施する予防接種事業への助成

食品営業監視事業㊫

（事業開始年度：昭和23年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	10,480千円	（根拠法令等） 食品衛生法第52条、第28条、第30条、製菓衛生師法第４条 熊本県特定食品衛生条例第３条	
平成25年度予算額	9,809千円		

＜目　　的＞

食品営業申請者に対する事前指導及び営業施設に対する監視指導、管理運営基準の遵守等の徹底を図ることにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、公衆衛生の向上に努める。

＜対　　象＞

食品衛生法・熊本県特定食品衛生条例に定める食品営業施設（製造・販売業）及び集団給食施設等
＜事業内容＞
食品営業に係る許認可業務、営業施設等の監視指導、製菓衛生師の試験及び免許交付等
平成25年度監視件数（監視指導計画に基づく数）　許可要施設　18,279施設　許可不要施設　12,439施設

食品衛生監視機動班活動事業㊫

（事業開始年度：昭和46年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	1,243千円	（根拠法令等） 食品衛生法第 28 条、第 30 条、 熊本県食品衛生監視機動班設置要綱	
平成25年度予算額	1,317千円		

＜対　　象＞
県内全域の各種食品製造業（25業種）
＜事業内容＞
食品の安全確保について、重点的かつ広域的に対処するため、食品衛生監視機動班を設置し、食品添加物の適正使用等について監視・指導を実施する。（食品衛生監視機動班２名　監視車２台）
平成25年度実績　　監視件数　3,342施設　　監視日数　226日

食品衛生指導員巡回指導等委託事業㊫

（事業開始年度：昭和38年度）

実施主体	県(委託先：(社)熊本県食品衛生協会)	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	4,340千円	（根拠法令等） 食品衛生指導員巡回指導等事業委託契約 熊本県食品衛生協会食品衛生指導員設置規定	
平成25年度予算額	4,340千円		

＜目　　的＞
食品の安全確保は、行政による指導取締りと営業者自身による自主管理が重要であることから、(社)熊本県食品衛生協会の食品衛生指導員による巡回指導等を行うことにより食品衛生行政推進の一助とする。
＜事業内容＞
１　年４回の巡回指導の計画をたて、指導票による営業施設の巡回指導
２　新人指導員に対する養成講習会の開催
平成25年度実績　　巡回指導件数　38,440件

農産物の残留農薬検査指導事業㊫

（事業開始年度：平成５年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	4,670千円	（根拠法令等） 食品衛生法第２条、第11条、第28条、第29条 食品添加物等の規格基準の一部改正について （S43.4.19 厚生省環境衛生局長通知）	
平成25年度予算額	4,951千円		

＜目　　的＞
県内に流通する国内産及び輸入農産物の安全性の確保を図る。
＜対　　象＞
青果市場、青果物集荷場、販売店等
＜事業内容＞
農薬の残留基準に基づき、県保健環境科学研究所で分析検査を実施する。
平成25年度実績　　検体数　198件　　検査項目数　63,876項目

食中毒防止対策事業㊫

（事業開始年度：昭和62年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０（一部　国１０／１０）
平成26年度予算額	2,872千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	4,652千円	食品衛生法第２条、第58条、同施行令第36条 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律第８条	

＜事業内容＞

1　食品営業者、従事者のみならず消費者に対しても衛生知識の普及啓発を図り、食中毒の発生防止に努める。
　また、食中毒発生時には迅速に対応し、被害の拡大防止と原因追求・原因食品の早期排除に努める。

発生防止……集中的監視指導、広報活動の実施、情報提供等

発 生 時……早期探知、被害拡大防止、原因施設等の調査、再発防止の指導等

平成25年度実績　　講習会 339回（参加人員：19,086人）

2　カネミ油症認定患者の健康実態調査及び健康調査支援金の支給

食品検査指導事業㊫

（事業開始年度：昭和49年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	2,846千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	999千円	食品衛生法第11条、第28条、第29条	

＜目　　的＞

食品の製造・加工技術等の高度化、多様化及び広域化に対応して、法の食品等の規格基準に基づき県内に流通している食品を定期的に収去・試験検査を実施し、食品の安全性の確保を図る。

＜対　　象＞

食品営業施設

＜事業内容＞

食品添加物、重金属、抗菌性物質、微生物、器具容器包装の有害物質検査等

平成25年度実績　　検体数　971件　　検査項目数　4,938項目

食品衛生検査施設業務管理事業㊫

（事業開始年度：平成10年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	2,128千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	2,184千円	食品衛生法第29条、同施行令第８条	

＜対　　象＞

食品衛生検査施設

＜事業内容＞

食品衛生検査施設における検査業務について、業務管理を実施することにより検査精度の維持、検査結果の信頼性確保を図る。

食品衛生検査施設の業務管理（内部点検、内部精度管理、外部精度管理等）

食品監視強化対策事業㊫

（事業開始年度：平成16年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	6,776千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	6,927千円	食品衛生法第11条、第19条	

＜目　　的＞

加工食品を対象として表示が義務付けられているアレルギー物質７品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）、日常的に摂食される豆腐等大豆製品を検査対象とする遺伝子組換え食品の検査を行い、検査結果に基づく

適正表示を指導する。また、輸入食品について、残留農薬等の検査を行い、違反食品を市場から排除する。
＜対　　象＞
①アレルギー物質検査：アレルギー物質７品目の使用の可能性があるが、必要な表示がない加工食品。
②遺伝子組換え食品検査：豆腐等日常的に摂取される大豆製品。
③輸　入　食　品　検　査：農産物、食肉等の輸入食品
＜事業内容＞
①　③について、年間を通じ計画的に収去検査を実施。
平成25年度検査数
①　レルギー物質検査　　検体数　70　（延べ）
②　伝子組換え食品検査　　検体数　12
③　入食品検査　　検体数　99（再掲）

と畜検査事業㊟

（事業開始年度：昭和28年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	36,292千円	（根拠法令等） と畜場法第14条 と畜検査実施要領（S47.5.7環乳第48号 厚生省環境衛生局長通知）	
平成25年度予算額	26,477千円		

＜事業内容＞
県内（熊本市を除く）のと畜場で、とさつ・解体される牛、馬、豚等の獣畜について、一頭毎に生体・内臓・枝肉を現場で検査するとともに、試験室で細菌・理化学・病理検査を行い、食用としての適否を判断し、安全な食肉の供給を図る。さらに、と畜場の衛生管理を指導する。
①生体検査　②とさつ後検査　③解体後検査　④精密検査
平成25年度実績　検査頭数　合計197,276頭

ＢＳＥ食肉検査体制整備事業

（事業開始年度：平成13年度）

実施主体	県	負担割合	検査キット代　48か月齢超　国１０／１０ 48か月齢以下　県１０／１０ その他　県１０／１０ ※平成25年7月から国庫補助対象月齢が48か月齢超に引き上げられた。
平成26年度予算額	29,322千円	（根拠法令等） と畜場法第14条、牛海綿状脳症対策特別措置法第７条 牛海綿状脳症検査実施要領 （H13.10.16食発第307号 厚生労働省医薬局食品保健部長通知）	
平成25年度予算額	58,625千円		

＜目　　的＞
食用に供される全ての牛について、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の検査を行うことにより、食肉の安全性を確認するとともに消費者の不安を解消する。
＜事業内容＞
県内食肉衛生検査所等において食用に供するすべての牛（平成25年7月からは４８か月超の牛）についてＢＳＥのスクリーニング検査を実施する。
平成25年度実績　検査頭数　15,620頭　検査結果　全て陰性

と畜検査整備事業㊟

（事業開始年度：昭和62年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	2,305千円	（根拠法令等） と畜場法第14条	
平成25年度予算額	2,422千円		

＜事業内容＞

多様化する家畜疾病を排除し、安全な食肉の供給を図るため、必要な検査機器の整備及び最新の科学技術に基づく検査技術習得を目指し、と畜検査員の研修を実施する。

畜水産物食品安全対策事業㊫

（事業開始年度：昭和55年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	4,567千円	（根拠法令等）		
平成25年度予算額	3,597千円	食品衛生法第７条、第17条、乳及び乳製品の成分規格に関する省令		

＜事業内容＞

畜水産食品の安全確保を図るため、食品衛生法に基づく規格基準検査及び農薬、微生物、抗菌性物質等の動物用医薬品の残留検査、また魚介類については、水銀の検査も実施する。

平成25年度検査件数

魚介類 46（水銀検査20、その他26）、食肉 109、 乳類 22、 卵類 20、 はちみつ 5　　合計 202 件

食鳥肉処理安全対策事業㊫

（事業開始年度：昭和55年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	23,093千円	（根拠法令等） 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 第３条、第12条、第15条		
平成25年度予算額	22,499千円			

＜事業内容＞

食鳥肉の安全確保を図るため、 県内４か所の大規模食鳥処理場において処理される食鳥を対象に検査を行い、食用としての適否を判断するとともに、それに伴う検査機器の整備や県内12か所の認定小規模食鳥処理場における確認状況の指導及び食鳥処理場の衛生管理指導等を実施する。

平成25年度検査数　　17,206,681羽

ふぐ処理師免許試験実施事業㊫

（事業開始年度：昭和63年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	465千円	（根拠法令等）		
平成25年度予算額	464千円	熊本県ふぐ取扱条例第８条		

＜事業内容＞

条例に基づき、ふぐの取扱について監視・指導を行い、ふぐの毒による食中毒防止の目的で試験を実施する。

平成25年度実績　　受験者数　50名　　合格者数　30名

対米輸出食肉検査事業㊫

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	3,339千円	（根拠法令等） と畜場法第１４条 対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱		
平成25年度予算額	1,339千円			

＜目　　的

米国等に対し、㈱熊本畜産流通センターが食肉を輸出するためには、厚生労働省の対米輸出食肉認定を受ける必要があり、厚生労働省の認定要件である食肉検査体制を整備する。

＜事業内容＞

対米輸出食肉認定要件の１つとして、サルモネラ検査が必須となっており、８２日間連続して検査する必要が

あることから、サルモネラ検査棟の実施に伴い必要となる備品、器具、試薬等を整備する。

公衆衛生獣医師確保育成事業(単)

（事業開始年度：平成24年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	1,481千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	1,519千円		

＜目　　的＞

近年鳥インフルエンザや生食用食肉問題等公衆衛生獣医師の役割が大きくなっているが、県職員獣医師の確保が非常に困難な状況で、かつ業務の水準維持が困難であるので、獣医師確保のための大学訪問等や獣医師業務の更なるレベルアップを図るための研究支援を行う。

＜事業内容＞

・全国の獣医系大学生を訪問して本県の公衆衛生獣医師職域について説明を実施
・パンフレット作成や、専門誌への職員募集案内掲載を実施
・獣医師職員が自主的に取り組む研究を促進するため、自主企画研修を実施

犬取締事業(単)

（事業開始年度：昭和25年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	1,227千円	（根拠法令等） 狂犬病予防法第４条、第５条、第６条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第６条	
平成25年度予算額	1,023千円		

＜目　　的＞

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、狂犬病予防注射の徹底を行うとともに、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき未けい留犬の捕獲・収容を行い、狂犬病の発生や犬による人畜への被害発生を防止する。

＜事業内容＞

①犬の登録、狂犬病予防注射の周知・啓発　②犬の取締、苦情処理　③収容施設の維持管理

平成25年度実績　　犬新規登録頭数　4,492頭　　狂犬病予防注射　50,463頭

動物愛護管理事業(単)

（事業開始年度：昭和52年度）

実施主体	県（委託先：㈱熊本県弘済会）	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	104,720千円	（根拠法令等） 狂犬病予防法第６条、動物の愛護及び管理に関する法律第35条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第6条	
平成25年度予算額	105,145千円		

＜事業内容＞

犬の捕獲、犬猫の引取り、収集処分及び抑留施設の維持管理及び動物愛護業務等を委託する。

平成25年度実績　　犬捕獲頭数　1,851頭　　犬引取　470頭　　猫引取　2,265頭

動物管理センター維持補修事業(単)

（事業開始年度：昭和49年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	17,202千円	（根拠法令等） 動物の愛護及び管理に関する法律第６条、第９条、狂犬病予防法 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第３条	
平成25年度予算額	3,719千円		

＜事業内容＞

犬及び猫の収容施設である動物管理センターを適正に維持管理するため、定期的に補修等を行う。

動物愛護推進事業(単)

（事業開始年度：平成20年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	3,782千円	（根拠法令等） 動物の愛護及び管理に関する法律第６条、第38条、第39条 熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第３条	
平成25年度予算額	4,077千円		

＜目　　的＞

動物の愛護及び管理に関する法律第６条に基づき策定した「熊本県動物愛護管理推進計画」に関する事業。計画の目的である「人と動物とが共生できる地域づくり」を目指すため、施設整備及び体制整備に関する事業を実施する。

＜事業内容＞

・動物愛護管理ホームページ開発、維持管理
・動物愛護推進協議会の設置及び動物愛護推進員の委嘱
・保健所抑留所環境改善
・犬、ねこの引取り、未けい留犬捕獲
・動物愛護図画作品募集、新聞・ラジオ等による広報

3　長寿社会局

（1） 高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課 事業体系

※「（新）」は新規事業、「（単）」は県単独事業を表す

※【高齢】は高齢者支援課事業、
【認知】は認知症対策・地域ケア推進課事業を表す

				頁
高齢者保健福祉施策の企画・運営		高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画評価・推進事業（単）	【高齢】	65
		第6期介護保険事業計画策定支援事業（単）	【認知】	65
要援護高齢者に対する取り組み	介護保険による対策	介護基盤緊急整備等事業	【高齢】	65
		施設開設準備経費助成特別対策事業	【高齢】	66
		老人福祉施設整備等事業（単）	【高齢】	66
		指定サービス事業者管理事業（単）	【高齢】	66
		介護保険苦情処理体制整備事業（単）	【高齢】	67
		介護サービス情報の公表制度支援事業	【高齢】	67
		訪問介護員資質向上推進事業（単）	【高齢】	67
		（新）長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業（単）	【高齢】	68
		介護給付費県負担金交付事業（単）	【認知】	68
		地域支援事業交付金交付事業（単）	【認知】	68
		要介護認定支援事業	【認知】	69
		介護給付適正化推進事業	【認知】	70
		介護相談員普及促進事業（単）	【認知】	70
		介護保険審査会設置運営事業（単）	【認知】	70
		介護保険低所得者対策特別事業	【認知】	71
		介護保険財政安定化基金事業	【認知】	71
		ケアマネジメント活動推進事業	【認知】	72
	介護保険以外の事業による対策	介護人材確保対策推進事業（単）	【高齢】	72
		介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	【高齢】	72
		介護実習・普及センター運営事業（単）	【高齢】	73
		軽費老人ホーム事務費補助事業（単）	【高齢】	73
		（再掲）老人福祉施設整備等事業（単）	【高齢】	66
		（新）有料老人ホーム運営研修事業（単）	【高齢】	73
		（新）看取り空間整備支援事業（単）	【高齢】	74
		高齢者住宅改造助成事業（単）	【認知】	74
		認知症介護研修等事業	【認知】	74
		認知症ケア・アドバイザー派遣事業	【認知】	75
		（新）「熊本モデル」地域を支える認知症介護人材育成事業	【認知】	75
		高齢者権利擁護等推進事業	【認知】	75
		成年後見制度利用促進事業	【認知】	75
要援護状態となるおれそが強い高齢者等に対する取り組み	予防対策	介護予防推進重点対策事業	【認知】	76
		（再掲）地域支援事業交付金交付事業（単）	【認知】	68

元気な高齢者に対する取り組み

生きがい対策

- 明るい長寿社会づくり推進事業（単） 【高齢】 76
- 高齢者能力活用推進事業（高齢者総合相談・無料職業紹介所運営事業）（単） 【高齢】 77
- 高齢者の地域・社会貢献活動推進事業（単） 【高齢】 77
- 熊本県老人クラブ連合会助成事業（単） 【高齢】 77
- 老人クラブ等活動推進事業 【高齢】 78
- 県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業 【高齢】 78
- 市町村老人クラブ連合会に対する助成事業 【高齢】 78
- 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり推進事業 【高齢】 78
- 単位老人クラブ活動推進事業 【高齢】 79
- シルバーヘルパー活動推進事業 【高齢】 79

高齢者を地域全体で支える体制づくり（保健・医療・福祉サービスの総合的調整・提供等）

- 老人週間行事（単） 【高齢】 79
- 認知症診療・相談体制強化事業 【認知】 80
- 認知症サポーター活動活性化事業 【認知】 80
- （再掲）認知症介護研修等事業 【認知】 74
- （再掲）（新）「熊本モデル」地域を支える認知症介護人材育成事業 【認知】 75
- （再掲）高齢者権利擁護等推進事業 【認知】 75
- （再掲）成年後見制度利用促進事業 【認知】 75
- （新）地域包括ケア推進体制強化事業 【認知】 81
- 訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業（単） 【認知】 81
- 在宅療養支援体制づくり活動支援事業（単） 【認知】 81
- 医療ソーシャルワーカー在宅復帰支援スキルアップ研修事業（単） 【認知】 82
- 訪問看護ステーションサポートセンター運営事業(単) 【認知】 82
- 訪問看護推進人材育成事業（単） 【認知】 83
- 訪問看護ステーション等立上げ支援事業（単） 【認知】 83
- 中山間地域等在宅サービス提供体制モデルづくり事業（単） 【認知】 84
- (新)介護予防・生活支援サービス構築支援事業（単） 【認知】 84
- 地域密着型サービス普及促進事業（単） 【認知】 84

高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画評価・推進事業㊫

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	5,448千円	（根拠法令等） 老人福祉法第20条の９、同条の10、同条の11 介護保険法第118条、第119条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条	
平成25年度予算額	3,297千円		

＜目　　的＞

県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（長寿・安心・くまもとプラン）及び県高齢者居住安定確保計画（くまもと・長寿・あんしん住まいプラン）の進捗状況や、その後の情勢変化等により生じた問題点等を評価・分析し、県民に公表するとともに、市町村に対しても適切な施策の進め方等を適宜助言していくことで介護保険事業を含む高齢者福祉施策の計画的推進を図ることを目的とする。

また、両計画とも平成 26 年度までの計画期間となっていることから、今年度中に次期計画の策定を行う。

＜事業内容＞

１　熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催
２　長寿・安心・くまもとプラン及びくまもと・長寿・あんしん住まいプランの進捗状況の把握
３　介護保険事業を含む高齢者福祉施策の円滑な運営のための市町村への助言
４　長寿・安心・くまもとプラン等に掲げる施策の進捗状況の評価・分析
５　次期高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画及び高齢者居住安定確保計画の策定

第６期介護保険事業計画策定支援事業㊫

（事業開始年度：平成25年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	2,620千円	（根拠法令等） 介護保険法　第117条、第119条	
平成25年度予算額	2,871千円		

＜目　　的＞

市町村における第６期（H27 年度から H29 年度）介護保険事業計画の策定に向けた支援を行う。

介護保険事業計画は、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施のため、介護保険事業の基本方針と具体的な事業計画、サービス見込み、地域密着型サービスの整備目標、介護保険料等を定めるものである。このため、市町村の計画策定について県として全面的な支援を行い、「介護が必要になっても安心して暮らせる」体制づくりを目的とする。

＜事業内容＞

１　第６期介護保険事業計画策定支援研修会の開催
　　平成２６年４月～平成２７年３月に、計１０回程度開催
２　市町村に対する介護保険事業計画策定に係る技術的助言
３　特に支援が必要な市町村に対する実地支援の実施
４　介護保険制度の改正情報等の収集と市町村への情報提供

介護基盤緊急整備等事業

（事業開始年度：平成21年度）

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	基金１０／１０（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）
平成26年度予算額	401,496 千円	（根拠法令等） 老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条 介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領	
平成25年度予算額	1,482,461 千円		

＜目　　的＞

地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備等を行う市町村や、介護施設等にスプリンクラーの設置を行う社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成する。（※平成26年度においては、基金が枯渇しているため、施設整備の一部を当事業で行い、不足分は国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用予定。）

＜対象施設＞

１　介護基盤整備
　小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所、地域包括支援センター
２　スプリンクラー設置
　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人保健施設、有料老人ホーム
３　防災改修
　小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所など

施設開設準備経費助成特別対策事業

（事業開始年度：平成21年度）

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	基金１０／１０（介護職員処遇改善等臨時特例基金）
平成26年度予算額	279,094千円	（根拠法令等） 老人福祉法第20条の11 介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領	
平成25年度予算額	465,649千円		

＜目　　的＞
　施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、老人福祉施設等の整備を行う市町村及び社会福祉法人に対して、施設の開設準備に要する経費（人件費、研修費、備品費等）を助成する。
＜対象施設＞
　特別養護老人ホーム、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

老人福祉施設整備等事業㊟

（事業開始年度：昭和38年度）

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	24,000千円	（根拠法令等） 老人福祉法第20条の11	
平成25年度予算額	－千円		

＜事業内容＞
　老人福祉施設等の整備（新設・定員増・改築等）を行う市町村及び社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成する。（一部事務組合を含み、政令市を除く）
＜対象施設（整備区分）＞
　特別養護老人ホーム（新設、増築・改築）、介護老人保健施設（新設）、養護老人ホーム（改築）など

指定サービス事業者管理事業㊟

（事業開始年度：平成11年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	13,563千円	（根拠法令等） 介護保険法第41条第１項、第46条第１項、第48条第１項等	
平成25年度予算額	6,145千円		

＜目　　的＞
　介護保険法第41条第１項等に基づき、知事は介護サービスを提供する居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等を行うが、当該事業者等に係る情報の管理を行うとともに、介護サービスの利用者等に対し、サービスが適切に提供されるよう、指定等を行った事業者等の指導を行う。
＜対　　象＞
　指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者
　指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設
＜事業内容＞
　指定を行った介護サービスを提供する事業者等のサービス提供体制等情報の管理を適切に行う。
　また、介護給付費等対象サービスの質の確保及び介護給付費請求の適正化を図るため、事業者等に対し、指導及び監査を行う。

介護保険苦情処理体制整備事業㊫

（事業開始年度:平成12年度）

実施主体	熊本県国民健康保険団体連合会	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	3,826千円	（根拠法令等） 介護保険法第176条第１項第３号	
平成25年度予算額	3,826千円		

＜目　　的＞

国民健康保険団体連合会（国保連）が行う介護サービスについての苦情処理が、保険者（市町村）及び県との連携のもと、円滑に推進されるよう、その体制整備及び運営に対して助成する。

＜対　　象＞

熊本県国民健康保険団体連合会

＜事業内容＞

国保連では、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設での介護サービスについて、利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、改善が必要な場合は事業者に対して指導・助言を行い、その処理結果を申立人に通知する。

なお、事業者に指定基準違反の疑いがある場合には、その旨を県に連絡する。

介護サービス情報の公表制度支援事業

（事業開始年度：平成14年度）

実施主体	県	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	3,368千円	（根拠法令等） 介護保険法第115条の35	
平成25年度予算額	4,579千円		

＜目　　的＞

利用者が介護サービス事業者を選択するにあたっての判断に資するため、介護サービス情報を円滑かつ容易に取得できる環境を整備する。

介護サービス情報は、介護サービス情報公表システム（http://www.kaigokensaku.jp/）で公表する。

＜事業内容＞

「介護サービス情報の公表」制度の運営管理及び普及・啓発

訪問介護員資質向上推進事業㊫

（事業開始年度：平成14年度）

実施主体	県（1の委託先：未定）	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	1,537千円	（根拠法令等） 介護保険法施行令第３条、介護員養成研修の取扱細則について （H24.3.28老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）	
平成25年度予算額	1,473千円		

１　テーマ別技術向上研修

＜目　　的＞

訪問介護事業に携わる現任者の資質を向上させることで、訪問介護サービスの質の向上を図る。

＜対　　象＞

訪問介護員現任者

＜事業内容＞

訪問介護の現場の日々の業務において直面する個別の問題に対応したテーマ別研修

２　訪問介護員養成研修指定事業者指導事業

＜目　　的＞

介護職員初任者研修の適正な実施について指導を行い、質の高い訪問介護員の養成を図る。

＜対　　象＞

介護職員初任者研修指定事業者

＜事業内容＞

介護職員初任者研修指定事業者が届出どおりの研修を行っているか確認指導を行う。

㊐ 長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業㊥

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	下記の助成対象法人	負担割合	県１／２（地域福祉基金）
平成26年度予算額	28,626千円	（根拠法令等） ・熊本県長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業費補助金交付要領 ・熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	－ 千円		

＜目　　的＞

介護保険サービス事業その他の福祉サービスに従事する職員の資質向上等を図るとともに、介護人材の育成を図る観点から、介護職員等を研修に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する。

＜対　　象＞

介護職員等介護の業務に従事する職員を配置することとされている熊本県に所在する次の介護施設・事業所を有する法人等

・指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者
・指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者
・養護老人ホーム、軽費老人ホーム

＜事業内容＞

介護施設・事業所等を有する事業者等が以下により職員を研修等に派遣する際に代替職員を雇用する場合、その雇用に要する経費の経費の一部を助成する。

・介護サービスの質の向上に資する適切な研修計画の策定及び着実な現任介護職員等の研修受講、講師派遣等の実施
・現任介護職員等の代替職員として離職者等の雇用

介護給付費県負担金交付事業㊥

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	23,406,512千円	（根拠法令等） 介護保険法第123条第１項及び第２項	
平成25年度予算額	22,351,520千円		

＜事業内容＞

介護保険の給付に要する費用のうち県が負担する分（施設サービス分は17.5%、他は12.5%）について、市町村に対して助成する。

地域支援事業交付金交付事業㊥

（事業開始年度：平成18年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	614,328千円	（根拠法令等） 介護保険法第115条の45、第123条第３項及び第４項	
平成25年度予算額	571,415千円		

＜目　　的＞

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

＜対　　象＞

市町村

＜事業内容＞

市町村が実施する「地域支援事業」に対して、介護保険法で定められた率を乗じて交付金を交付する。

地域支援事業の事業構成は以下のとおり。

○介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村における事業構成及び事業内容

１　介護予防・日常生活支援総合事業

（１）要支援・二次予防事業

（ア）予防サービス事業

（イ）生活支援サービス事業

（ウ）ケアマネジメント事業

（エ）二次予防事業対象者の把握事業
（オ）要支援・二次予防事業評価事業

（２）一次予防事業
（ア）介護予防普及啓発事業
（イ）地域介護予防活動支援事業
（ウ）一次予防事業評価事業
２　包括的支援事業
（１）介護予防ケアマネジメント業務
（２）総合相談支援業務
（３）権利擁護業務
（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
３　任意事業

○介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村における事業構成及び事業内容
１　介護予防事業
（１）二次予防事業
①二次予防事業の対象者把握事業　②通所型介護予防事業　③訪問型介護予防事業　④二次予防事業評価事業
（２）一次予防事業
①介護予防普及啓発事業　②地域介護予防活動支援事業　③一次予防事業評価事業
２　包括的支援事業
（１）介護予防ケアマネジメント業務
（２）総合相談支援業務
（３）権利擁護業務
（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
３　任意事業

要介護認定支援事業

（事業開始年度：平成10年度）

実施主体	県		負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	5,919千円	（根拠法令等） 介護保険法第27条第２項、認定調査員等研修事業の実施について （H20.6.4老発第0604001号　厚生労働省老健局長通知）		
平成25年度予算額	6,387千円			

＜目　　的＞
全国一律の基準に基づく公平公正な要介護認定の事務運営が行われるよう認定調査員等の資質向上のための研修を実施し、もって円滑な介護保険制度の運営に資するものとする。
＜対　　象＞
認定調査員、介護認定審査会委員、主治医等
＜事業内容＞
１　認定調査員研修事業
認定調査員に対し、認定調査の手法、調査の留意点等の研修を実施することにより、認定調査事務の円滑化・適正化を図る。
２　介護認定審査会委員研修事業
介護認定審査会委員に対し、要介護認定のしくみ、認定調査の内容等について研修を実施することにより、認定審査事務の円滑化・適正化を図る。
３　主治医研修事業
主治医に対し、要介護認定のしくみ、主治医意見書の記載方法等について研修を実施することにより、要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載方法等の適正化を図る。

介護給付適正化推進事業

（事業開始年度：平成25年度）

実施主体	県		負担割合	国１０／１０
平成26年度予算額	4,032千円	（根拠法令等） 介護給付適正・適切化推進事業実施要綱 第２期熊本県介護給付適正化プログラム		
平成25年度予算額	4,154千円			

＜目　　的＞

県第２期介護給付適正化プログラムに基づき、保険者（市町村）における介護給付適正化の取組を支援し、介護サービスの適切化及び介護給付費や介護保険料の抑制を目指す。

＜事業内容＞

１　保険者に対する研修会の開催
２　圏域別の介護給付適正化検討会の開催
３　取組が低迷する保険者への実地支援の実施
４　国保連合会と連携した市町村支援の実施（不適切な介護報酬請求等のチェック）

介護相談員普及促進事業㊫

（事業開始年度：平成25年度）

実施主体	県		負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	1,631千円	（根拠法令等） 「介護相談員派遣等事業」の実施について（H18.5.24厚生労働省老健局計画課長通知） 熊本県地域福祉基金運営要綱		
平成25年度予算額	1,530千円			

＜目　　的＞

市町村における「介護相談員派遣等事業」の取組を支援し、多様化する介護保険サービスの質の向上や事業所等における高齢者の身体拘束・虐待の抑制を図る。

＜事業内容＞

１　介護相談員養成研修の実施
　県において「介護相談員」を養成し、市町村が事業実施するにあたっての必要な人材養成を図る。
２　介護相談員フォローアップ研修の実施
　現場で活動している介護相談員の質向上のための研修を実施する。

介護保険審査会設置運営事業㊫

（事業開始年度：平成11年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	2,225千円	（根拠法令等） 介護保険法第183条、第184条、第188条 介護保険法施行令第46条等		
平成25年度予算額	2,225千円			

＜目　　的＞

介護保険制度では、被保険者は市町村（保険者）に保険料を納付する義務が生じ、介護を必要とする高齢者等は、市町村等が行う要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けなければ保険給付サービスを受けることができない。

これらの、市町村（保険者）等が行う保険料の賦課徴収や要介護認定等に関する処分等に不服がある場合、県に設置した介護保険審査会に審査請求を行うことができる。（介護保険法第183条）

＜対　　象＞

保険料の賦課徴収・要介護認定等に関する処分等に不服がある者

＜事業内容＞

介護保険審査会において、市町村（保険者）等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う。

介護保険低所得者対策特別事業

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	市町村	負担割合	国１／２　県１／４　市町村１／４
平成26年度予算額	15,261千円	（根拠法令等） 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（H12.5.1老発第474号 厚生省老人保健福祉局長通知）	
平成25年度予算額	15,261千円		

＜目　　的＞

介護保険制度導入に伴い、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を目的として、市町村が行う低所得者の利用者負担の軽減への取組みに対して支援を行う。

＜対象及び事業内容＞

１　障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担の減免

低所得者世帯であって、障がい者施策によるホームヘルプサービスの利用者で一定の要件を満たす者については、利用者負担を全額免除する。

２　社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。

３　中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減

中山間地域等の地域が存在する市町村において、訪問介護等のサービスを提供する小規模事業所を運営する社会福祉法人等が市町村民税本人非課税の者（生活保護受給者を除く）の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。

介護保険財政安定化基金事業

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	県	負担割合	国１／３　県１／３　市町村１／３
平成26年度予算額	50,213千円	（根拠法令等） 介護保険法第147条	
平成25年度予算額	50,669千円		

＜目　　的＞

市町村の介護保険財政の安定化を図るため通常の努力を行っても生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、財政安定化基金を設け、貸付、交付を行う。

＜対　　象＞

市町村

＜事業内容＞

１　貸付事業

(1) 貸付の要件

・貸付は年度を単位とした保険料収納率低下又は給付費増加による赤字が見込まれること

・３年間の事業運営期間（以下「期間」という。）の１、２年目はその年度において、財政不足が見込まれること

・期間の３年目は期間を通じた財政不足が見込まれること

(2) 貸付額の算定

・期間の１、２年目については、財政不足見込み額の1.1倍の範囲内で貸付可能

・期間の３年目については、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額と基金交付額を控除した額の1.1倍の範囲内で貸付可能

(3) 貸付金の返還

・次期期間中に毎年総額の１／３ずつを償還する。

２　交付事業

(1) 交付の要件

・期間３年間を通じて保険料不足（保険料収納額の実績額が予定額を下回る）と財政不足（基金対象事業について収入額が費用額を下回る）が見込まれること

(2) 交付額の算定

・交付額は、原則として保険料不足額の１／２、財政不足額が保険料不足額より少ない場合は、財政不足額の１／２を交付する。

ケアマネジメント活動推進事業

（事業開始年度：平成10年度）

実施主体	県知事の指定した研修実施機関	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	3,870千円	（根拠法令等） 介護保険法第69条の２、第69条の７、第69条の８ 介護保険法施行規則第113条の４、第113条の16、第113条の18、第140条の68 介護保険法施行令第37条の15 介護支援専門員資質向上事業の実施について（H18.6.15老発第0615001号　厚生労働省老健局長）	
平成25年度予算額	4,222千円		

＜目　　的＞

要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携をして要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要であり、その中核的な役割を担う介護支援専門員に対して、経験年数等に応じた研修等を体系的に実施する。こうした研修等を通じて専門性を向上し、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念に基づいた、適切なケアマネジメントの実現を図る。

＜事業内容＞

1　介護支援専門員実務研修　　2　介護支援専門員実務従事者基礎研修
3　介護支援専門員専門研修　　4　介護支援専門員再研修
5　介護支援専門員更新研修　　6　主任介護支援専門員研修

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
受験者数	2,589	2,635	2,554	2,540	2,473	2,515	2,655	2,786	2,788	2,964
合格者数	653	517	441	445	412	472	482	368	434	361
実務研修修了者数	648	524	437	451	410	467	482	377	450	360

介護支援専門員の養成状況

※　他県合格者の転入・転出等があるため、合格者数と研修修了者数は必ずしも一致しない。

介護人材確保対策推進事業㊫

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０（一部地域福祉基金活用）
平成26年度予算額	6,600千円	（根拠法令等） ・介護保険法第118条第3項第3号、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 ・熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	6,600千円		

＜目　　的＞

少子高齢化が進む中で労働力人口が減少するが、介護職員の離職率が高い現状を考えると、介護職員の不足が確実に予測される。そのため、１０年後の介護職員の確保を見据えて、関係機関相互の情報共有や制度理解を図るとともに、介護職に対する県民の理解を深めるための、イベントへの助成や広報を実施し、介護職のイメージアップを図る。

＜対　　象＞

介護職員、施設・介護事業所、労働関係行政機関、教育関係、一般県民

＜事業内容＞

・介護人材確保対策推進協議会の開催
・介護人材のイメージアップ・人材確保を推進するための広報等の実施
・「介護の日ｉｎくまもと実行委員会」への助成

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	県	負担割合	国１／２　県１／２（一部地域福祉基金活用）
平成26年度予算額	7,886千円	（根拠法令等） 社会福祉士法及び介護福祉士法	
平成25年度予算額	8,545千円		

＜目　　的＞
特別養護老人ホーム等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い入居者等に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。
＜事業内容＞
国が実施した講習を受講した医師・看護師が講師となり、県において介護職員等を対象とした「喀痰吸引等研修（基本研修、実地研修）」の実施及び喀痰吸引等研修の実地研修において介護職員等の指導・評価を行う医師・看護師を対象とした「指導者養成講習」を実施する。

介護実習・普及センター運営事業㊫

（事業開始年度：平成11年度）

実施主体	県（委託先：（一財）熊本さわやか長寿財団）	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	12,435千円	（根拠法令等） 介護実習・普及センター運営要綱	
平成25年度予算額	13,090千円		

＜目　　的＞
県民や介護専門職員を対象とする講座等の実施により、介護知識・技術の普及及び高齢者を社会全体で支える意識の形成を図る。
＜事業内容＞
・介護機器の展示、普及、相談
・県民及び介護専門職員に対する介護知識・技術の習得
・住宅改造等に関する相談

軽費老人ホーム事務費補助事業㊫

（事業開始年度：昭和48年度）

実施主体	社会福祉法人	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	477,498千円	（根拠法令等） 老人福祉法第20条の11	
平成25年度予算額	471,108千円		

＜事業内容＞
身体機能の低下、家庭環境等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で軽費老人ホームを利用できるよう、軽費老人ホーム設置者が、利用者から徴収する利用料（事務費相当分）を減免した場合にその減免額について助成する。（中核市に所在する軽費老人ホームを除く）

軽費老人ホーム事務費補助額（単位：千円）

年　度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実績額	478,108	474,786	466,381	465,442	455,011	455,505	457,283	461,594

㊨ 有料老人ホーム運営研修事業㊫

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	県	負担割合	基金１０／１０（地域福祉基金）
平成26年度予算額	460千円	（根拠法令等） 老人福祉法第29条 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	－ 千円		

＜目　　的＞
県内の有料老人ホームの経営者・施設長等を対象とした研修を行うことで、有料老人ホームの運営の質の向上を通じて、高齢者の良質な住まいの確保を図る。
＜事業内容＞
県内の有料老人ホームの経営者・施設長等を対象として、有識者・事業者による講義、事例発表や施設運営上の留意点について研修を行う。

㊟ 看取り空間整備支援事業㊥

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	社会福祉法人	負担割合	基金１０／１０(地域福祉基金)
平成26年度予算額	8,000千円	（根拠法令等） 熊本県看取り空間整備支援事業補助金交付要領 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	－ 千円		

＜目　　的＞

特別養護老人ホーム（以下、「特養」。）における看取り空間の整備を支援し、特養の入所者が施設内で安心して最期を迎えることが出来る環境を整備する。

＜事業内容＞

特養（所在地が熊本市のもの、定員が29人以下のもの、全室個室であるものを除く）が行う看取り空間整備に要する経費に対して、看取り空間整備費を以下の内容で助成する。

(1) 補助対象事業者

熊本県内で特養（ただし、所在地が熊本市のもの、定員29人以下のもの、全室個室であるものを除く。）を運営する社会福祉法人

(2)補助対象経費

看取り空間に要する工事費、備品購入費等等

（備品購入費の割合は、工事費（工事請負費）の50%に相当する額を限度額とする。）

(3)補助金額

① 改修の場合・・・・・・１，０００千円（１団体あたりの上限額）

② 新築・改築の場合・・・２，０００千円（１団体あたりの上限額）

高齢者住宅改造助成事業㊥

（事業開始年度：平成８年度）

実施主体	市町村	負担割合	県１／３　市町村１／３　　本人１／３ （ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については、県１／２市町村１／２）
平成26年度予算額	19,927千円	（根拠法令等） 熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項 （H20.7.3 高齢第471号、障害第675号）	
平成25年度予算額	20,976千円		

＜対　　象＞

要介護認定を受けた、又は同等の程度と認められる65才以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が７万円以下の世帯

＜事業内容＞

要介護高齢者の在宅生活での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る目的で住宅改造に必要な経費を助成する。（中核市を除く）

１　上限額　　700千円

２　対象経費　　玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者が利用する部分の改造に要する経費

認知症介護研修等事業

（事業開始年度：平成18年度）

実施主体	県	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	3,124千円	（根拠法令等） 認知症対策等総合支援事業の実施について （平成18年5月30日老発第0530002号） 県要項：熊本県認知症介護実践者等養成事業実施要項	
平成25年度予算額	4,088千円		

＜目　　的＞

認知症介護施設従事者向けの研修を通じ、認知症介護に係る知識や技術の向上を図る。

＜事業内容＞

認知症介護実務者（介護保険施設等の従事者）を対象に、認知症介護の知識や技術習得を目的とした研修を実施する。

認知症ケア・アドバイザー派遣事業

（事業開始年度：平成24年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０（一部国１／２、県１／２）
平成26年度予算額	6,391千円	（根拠法令等）		
平成25年度予算額	4,459千円			

＜目　　的＞

従来から実施している介護施設を対象とした集合研修に加え、いわゆる出前研修を行い、認知症介護の更なる質の向上を図る。

＜事業内容＞

認知症介護指導者を介護施設に派遣し、施設の状況や課題に応じた研修を実施する。

㊨ 「熊本モデル」地域を支える認知症介護人材育成事業

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	県		負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	1,839千円	（根拠法令等）		
平成25年度予算額	－千円			

＜目　　的＞

各地域の介護サービス事業所において認知症ケアの向上及び地域連携推進の核となる介護分野の人材を養成することにより、地域、施設における認知症ケアの更なる向上及び地域連携の推進を図る。

＜事業内容＞

介護サービス事業所の職員向けに介護分野における認知症ケアの向上及び地域連携推進の核となる人材を育成するための研修を実施する。

高齢者権利擁護等推進事業

（事業開始年度：平成19年度）

実施主体	県		負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	2,742千円	（根拠法令等） 高齢者虐待防止法第３条第２項、高齢者権利擁護等推進事業実施要綱		
平成25年度予算額	2,352千円			

＜目　　的＞

高齢者虐待の防止、認知症高齢者への支援など、高齢者の権利擁護を推進するための体制づくりを目指すとともに、高齢者の虐待防止に係る研修等を実施し、高齢者の権利擁護を図る。

＜事業内容＞

１　高齢者権利擁護推進会議

学識経験者、関係団体、行政等からなる高齢者権利擁護推進会議を開催し、認知症高齢者への支援体制、高齢者への虐待防止に関する検討等を行う。

２　高齢者権利擁護等推進事業

介護保険施設等の職員を対象に、認知症ケアの理解や身体拘束をしない介護知識・技術を身に付けるための研修を実施するなど、高齢者の権利擁護の推進に取り組む。

成年後見制度利用促進事業

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	県		負担割合	県１０／１０（一部基金活用、一部国庫１／２）
平成26年度予算額	3,263千円	（根拠法令等） 老人福祉法第32条の2、高齢者虐待防止法第28条、障害者虐待防止法第44条		
平成25年度予算額	3,453千円			

＜目　　的＞

今後の認知症高齢者の増加を踏まえると、判断能力の低下した認知症高齢者等の権利擁護推進のために成年後見制度の活用が必要となることから、成年後見制度の普及・啓発を行い制度利用を促進し、市町村における成年後見制度

利用促進体制構築を支援する。
＜事業内容＞
1　各圏域における成年後見制度に係る事例検討会等の実施
専門職団体と連携して、各圏域において成年後見制度に係る事例検討会（対象：市町村職員、地域包括支援センター職員）及び民生委員を対象とした研修を行い、成年後見制度の利用促進を図る。
2　成年後見制度に係る研修会の開催
市町村社協や介護保険施設、障がい者施設職員等を対象とした研修会を開催する。また、成年後見制度や権利擁護に関するパンフレット等を配布し、制度の普及・啓発を図る。
3　特別支援学校等における研修会の実施
知的障がい児等が通学する特別支援学校等に専門家を派遣し､教職員や保護者を対象とした研修を行うことで、成年後見制度の普及・啓発を図る。
4　広域的な成年後見人の担い手育成・体制整備に係る支援

介護予防推進重点対策事業

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	県 一部委託あり（委託先：熊本地域リハビリテーション支援協議会他17箇所）	負担割合	一部国庫補助あり（4,385千円）
平成26年度予算額	13,042千円	（根拠法令等） 介護保険法第５条 介護予防市町村支援事業実施要綱 （H18.3.31 厚生労働省老健局長通知） 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について （平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発0331016）	
平成25年度予算額	13,769千円		

＜目　　的＞
要介護状態・要支援状態となることの予防を目的として市町村が実施する介護予防事業に対して、技術的支援及び事業評価支援などを行うことで、より効果的な事業が展開できるよう支援する。
また、地域包括支援センターが中心となって行う介護予防のケアマネジメントがより効果的に実施されるよう、各地域包括支援センターで、指定居宅介護支援事業所等職員のケアマネジメント能力向上のための研修ができるよう支援する。
＜事業内容＞
1　介護予防市町村支援事業
市町村における介護予防の効果的な実施に向け、気運醸成のための研修を行うとともに、市町村の介護予防ＰＤＳサイクル確立を支援する。
2　介護予防地域リハビリテーション推進事業
市町村及び介護予防事業所のスキル向上を目的にＰＴ、ＯＴ等の専門職の派遣を含め、専門的かつ総合的な技術支援を行う。
3　介護予防ケアマネジメント研修の指導者養成研修
地域包括支援センター職員が、指定居宅介護支援事業所等職員の予防ケアマネジメント能力向上のための研修を実施できるように支援する。

明るい長寿社会づくり推進事業㊫

（事業開始年度:平成３年度）

実施主体	（一財）熊本さわやか長寿財団	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	33,690千円	（根拠法令等） 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について （H1.10.19 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）	
平成25年度予算額	35,881千円		

＜目　　的＞
少子・高齢化が進展し、高齢者が地域で安心して暮らせる社会づくりが重要となる中で、高齢者が中心となって地域を活性化し、また、見守り活動等で高齢者相互の支援を行う担い手となることが期待されている。
このため、(一財)熊本さわやか長寿財団の実施する高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加活動の推進に資する事業に補助を行うもの。

＜事業内容＞
1　啓発・普及事業
　情報誌発行
　ホームページ管理運営
2　スポーツ・文化振興、指導者育成事業
　熊本さわやか大学校運営
　シルバースポーツ交流大会開催
　全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手派遣　等

高齢者能力活用推進事業（高齢者総合相談・無料職業紹介所運営事業）単

（事業開始年度：昭和59年度）

実施主体	（一財）熊本さわやか長寿財団	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	14,450千円	（根拠法令等） 熊本県高齢者無料職業紹介事業運営要項 高齢者総合相談センター運営要綱	
平成25年度予算額	15,211千円		

＜目　　的＞
就職を希望する高齢者（概ね65歳以上）に無料で職業紹介を行うことによって、高齢者の能力を活かした社会参画による生きがいづくりを促すとともに、その他、介護・家族問題等の相談にも応じ、経済的問題の解決と併せて高齢者の生活の質の向上を図る。
＜内　　容＞
熊本県総合福祉センター内に「高齢者無料職業紹介所」を、各地域振興局に「高齢者能力活用推進員」を設置し、管内企業の訪問等により高齢者雇用の職場を開拓し、就労斡旋業務を行う。
また、高齢者及びその家族等が抱える保健、福祉、医療等に係る心配ごと悩みごとに対する相談に応じる。

高齢者の地域・社会貢献活動推進事業単

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	（一財）熊本さわやか長寿財団	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	1,157千円	（根拠法令等） 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について （H1.10.19 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知） 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	1,157千円		

＜目　　的＞
少子高齢化が進展し、地域の活性化や福祉の担い手として高齢者が期待されている中で、地域・社会貢献活動に意欲のある高齢者等に対し、地域・社会貢献活動に係る講座等による啓発を実施し、高齢者の地域・社会貢献活動を推進する。
＜対　　象＞
県内の高齢者（受講希望者）
＜事業内容＞
地域・社会貢献活動に関する啓発講座等の開催

熊本県老人クラブ連合会助成事業単

（事業開始年度：昭和53年度）

実施主体	（公社）熊本県老人クラブ連合会	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	1,150千円	（根拠法令等） 老人福祉法第13条第２項	
平成25年度予算額	1,150千円		

＜事業内容＞
単位老人クラブ及び郡・市町村老人クラブ連合会の育成指導とクラブ活動の推進を図るため、熊本県老人クラブ連合会に対し、その活動運営費を助成する。

老人クラブ等活動推進事業

（事業開始年度：昭和49年度）

実施主体	（公社）熊本県老人クラブ連合会	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	3,946千円	（根拠法令等） 老人福祉法第13条第２項、老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成25年度予算額	3,946千円		

＜事業内容＞

高齢化を迎え、高齢者の社会参加を促進するために、単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会が行う活動を指導・助言する活動推進員を県老人クラブ連合会に設置する（２人設置）。

県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業

（事業開始年度：平成15年度）

実施主体	（公社）熊本県老人クラブ連合会	負担割合	国１／２　県１／２
平成26年度予算額	1,524千円	（根拠法令等） 老人福祉法第13条第２項、老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成25年度予算額	1,524千円		

＜目　　的＞

県老人クラブ連合会が、健康・生きがいづくりリーダー等の養成研修や、市町村老人クラブ連合会と共同で健康・生きがいづくり事業を企画・実施することで、高齢者の健康・生きがいづくりの推進を図る。

＜事業内容＞

１　老人クラブ連合会内に「健康・生きがいづくり推進委員会」を設置し、重点プランを作成する。
２　全県に活動を周知するため有識者による研修会を開催する。（年間２回程度）
３　市・郡老人クラブ連合会単位で健康・生きがいづくりのモデル事業を行う。
４　広報啓発活動を行う。（チラシ作成や機関誌への掲載・事例集の作成等）

市町村老人クラブ連合会に対する助成事業

（事業開始年度：昭和38年度）

実施主体	市町村老人クラブ連合会	負担割合	国１／３　県１／３　市町村１／３
平成26年度予算額	15,391千円	（根拠法令等） 老人福祉法第13条第２項、老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成25年度予算額	16,023千円		

＜目　　的＞

単位老人クラブの活動等のより一層の活性化を図るため、各市町村老人クラブ連合会に助成を行い、高齢者の生きがいや健康づくりと介護予防を推進する。

＜内　　容＞

市町村老人クラブ連合会が行う又は県老人クラブ連合会と連携して行う調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業催物、研修などの各種事業に対して助成する。

市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり推進事業

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	市町村老人クラブ連合会	負担割合	国１／３　県１／３　市町村１／３
平成26年度予算額	2,898千円	（根拠法令等） 老人福祉法第13条第２項、老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成25年度予算額	2,898千円		

＜目　　的＞

市町村老人クラブ連合会が、趣味、スポーツ活動及び健康に関する講習会を開催するなどして、高齢者の健康づくりに関する実践活動、知識等の普及・啓発を図る。

＜対　　象＞

健康づくり事業を行う市町村老人クラブ連合会

＜事業内容＞

健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発、心の健康づくりに関する事業など、高齢者の健康づくりに関する事業に対して助成する。

単位老人クラブ活動推進事業

（事業開始年度：平成17年度）

実施主体	県内単位老人クラブ（指定都市を除く）	負担割合	国１／３　県１／３　市町村１／３
平成26年度予算額	41,558千円	（根拠法令等） 老人福祉法第13条第２項、老人クラブ活動等事業実施要項、老人クラブ等事業運営要綱	
平成25年度予算額	44,286千円		

＜目　　的＞

老人クラブにおける生きがい・健康づくり活動を活性化することにより、高齢者の介護予防を促進し、また、あわせて高齢者の知識や技術等を活かした地域の身近な課題解決に向けた取組みを促進する。

＜対　　象＞

県内（指定都市を除く）の単位老人クラブ

＜事業内容＞

老人クラブの地域貢献活動等に対して助成する。

シルバーヘルパー活動推進事業

（事業開始年度：平成13年度）

実施主体	・県（委託先：（公社）熊本県老人クラブ連合会）（事業１） ・（公社）熊本県老人クラブ連合会（事業２，３）	負担割合	事業１：県１０／１０ 事業２：国１／２、県１／２ 事業３：国１／２、基金１／２（地域福祉基金）
平成26年度予算額	6,374千円	（根拠法令等） 老人福祉法第13条第２項、老人クラブ活動等事業実施要項、老人クラブ等事業運営要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	8,471千円		

＜目　　的＞

元気な高齢者がひとり暮らしや体の弱い高齢者の方を訪問し、話し相手や日常の生活の援助などを行う友愛訪問活動（シルバーヘルパー活動）の活性化を図り、高齢者同士が互いに支えあう心豊かな地域社会づくりに貢献する。

＜事業内容＞

１　シルバーヘルパー等養成事業

シルバーヘルパー及びその指導者（養成研修で指導をしたり、友愛訪問活動時に中心となり活躍する。）の養成を行う。

２　シルバーヘルパー活動支援事業

全県域で継続して充実した友愛訪問活動が展開できるよう、啓発活動、連絡会議の開催を行う。

３　元気老人クラブ活動広報推進事業

老人クラブの活動事例の発表や講演などを実施し、一堂に会する発信の機会を設け、老人クラブ会員等の意識啓発を図る。また、活動事例等をまとめたパンフレットを作成し、広報啓発活動を行う。

老人週間行事㊟

（事業開始年度:昭和59年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	150千円	（根拠法令等） 国民の祝日「敬老の日」の設定について(S41.6.25 厚生省社会局長通知) 「敬老の日」を中心とする行事について(S41.7.12 厚生省社会局老人福祉課長通知) 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部改正する法律の公布について(H13.6.25 厚生労働省老建局長通知)	
平成25年度予算額	150千円		

＜事業内容＞

多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、その長寿を祝うとともに、高齢者対策についての県民の理解と関心を深めるため、「老人の日・老人週間」にあわせて、次の行事を行う。

・記念品の贈呈（県内最高齢者）：当該年度県内最高齢者に対し、記念品を贈呈する。
・元気高齢者の表彰：概ね100歳で、生きがいを持ちながら自分らしくかがやいて長寿を楽しんでいる元気高齢者を表彰する。

＜100歳以上の高齢者の人数＞

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人数	417	452	503	543	607	652	790	827	924	951	1,018	1,050	1,107	1,179

認知症診療・相談体制強化事業

（事業開始年度：平成21年度）

実施主体	県	負担割合	国１／２、県１／２ 一部単県事業あり
平成26年度予算額	58,890千円	（根拠法令等） 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱 認知症地域医療支援事業実施要綱 認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱	
平成25年度予算額	56,939千円		

＜目　　的＞

高齢化の進展により認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症に関する医療技術の向上や医療と介護の連携、認知症に関する相談体制の充実を図ることにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを構築する。

＜対　　象＞

認知症高齢者等

＜事業内容＞

1　認知症疾患医療センター運営事業

認知症の適切な診断、合併症対策等、認知症の医療体制を整備するため、県全体を統括する基幹型１箇所、地域での診断・治療を行う地域拠点型を９箇所設置（うち１箇所は熊本市指定）するとともに、常勤専従の連携担当者を各地域拠点型センターに配置する。

2　かかりつけ医認知症対応力向上研修

高齢者が日頃から受診するかかりつけ医を対象に、認知症診療スキルの向上を目的とした研修を実施する。

3　認知症家族支援体制強化事業

認知症に係る相談対応や認知症家族の会を開催する総合相談窓口（認知症ほっとコール）を運営し、認知症の方やその御家族の精神面を支える。

4　病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し研修を行うことで、身体疾患を合併する認知症の方への対応力向上や認知症疾患医療センターを始めとした専門医療機関と病院との連携強化を一層促進する。

認知症サポーター活動活性化事業

（事業開始年度：平成24年度）

実施主体	県	負担割合	事業１：県１０／１０ 事業２：国１／２、県１／２
平成26年度予算額	6,123千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	4,930千円		

＜目　　的＞

認知症サポーター養成数の人口比日本一を維持し、また、サポーターを活用し認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進める。

＜事業内容＞

1　認知症サポーターの活動活性化のためのステップアップ研修やキャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師）のスキルアップ研修等を開催する。

2　認知症に関する正しい知識を県民に周知するため、認知症サポーター養成講座を開催する。

㊨ 地域包括ケア推進体制強化事業

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	県（1，3，4）、市町村（2）	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金） （３については一部国１０／１０）
平成26年度予算額	23,876千円	（根拠法令等） 熊本県地域福祉基金運営要綱 平成26年度地域ケア会議活用推進等事業の実施について （平成26年4月11日老発0411第1号厚生労働省老健局長通知）	
平成25年度予算額	−千円		

＜目　　的＞

住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく包括的に利用できる地域包括ケアシステム構築にむけて、関係機関が連携したオール熊本づくりを推進する。

さらに、その中核となる市町村、地域包括支援センターの機能強化を支援することで、地域包括ケアシステム構築を加速化する。

＜事業内容＞

1　地域包括ケア推進体制づくり事業
　オール熊本づくり推進のための関係団体との意見交換会等

2　在宅医療介護連携推進モデル事業
　市町村が、市町村や地域包括支援センター等に在宅医療介護連携推進員を配置し、医療介護連携体制づくりを推進するための経費を助成する。

3　地域ケア会議アドバイザー派遣事業
　地域ケア会議の開催、充実の促進のため、市町村等に地域ケア会議アドバイザーを派遣する。

4　地域包括支援センター職員等研修事業
　地域包括支援センター職員及び市町村職員の質の向上を図ることにより、限られた人員で機能を最大限発揮できるよう支援する。

訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業㊥

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	県（一部委託あり）	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金、地域医療再生基金）
平成26年度予算額	33,739千円	（根拠法令等） 熊本県地域福祉基金運営要綱 熊本県地域医療再生計画	
平成25年度予算額	32,345千円		

＜目　　的＞

医療・介護等の在宅療養を支援する関係機関の連携強化、在宅療養についての関係者及び住民の理解、訪問看護等の支援サービス提供体制の充実等を図る。

＜事業内容＞

保健所が、圏域内の医師会や看護協会等の関係団体、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた訪問看護等の在宅療養支援体制づくりに取り組む。

併せて、訪問看護の普及啓発等について、県民向けの映像制作、テレビ放映等を実施する。

在宅療養支援体制づくり活動支援事業㊥

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	市町村、社会福祉協議会等	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	3,466千円	（根拠法令等） 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	3,000千円		

＜目　　的＞
　住み慣れた家や地域での暮らしを支えるために、医療、介護、福祉、生活支援サービス等が一体的かつ適切に利用できるよう地域包括ケアの体制づくりを推進する。
＜事業内容＞
　地域で在宅療養支援体制づくりに取り組むネットワークグループ等の活動に助成することにより、在宅療養支援体制づくりを促進し県内への普及を図る。

医療ソーシャルワーカー在宅復帰支援スキルアップ研修事業㊫

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	県医療ソーシャルワーカー協会	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	1,000千円	（根拠法令等） 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	1,000千円		

＜目　　的＞
　入院中の高齢者が退院して、可能な限り住み慣れた家や地域で暮らせるよう、医療機関の医療ソーシャルワーカー等のスキルアップや、地域連携担当者の配置を促進し、急性期から回復期、維持期を経て在宅復帰に至る支援の充実を図る。
＜事業内容＞
　医療機関の医療ソーシャルワーカー等に対するスキルアップ研修等を実施する県医療ソーシャルワーカー協会に対して助成し、在宅復帰支援スキルの向上や医療機関の地域連携担当者配置を促進する。

訪問看護ステーションサポートセンター運営事業㊫

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	（公社）熊本県看護協会	負担割合	基金１０／１０　（地域医療再生基金）
平成26年度予算額	10,000千円	（根拠法令等） 熊本県地域医療再生計画	
平成25年度予算額	10,000千円		

＜目　　的＞
　高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者の増加により、在宅療養者の増加が見込まれるなか、訪問看護サービスを安定的に提供する体制を整備することにより、在宅療養環境の充実を図る。
＜事業内容＞
　１　訪問看護ステーションサポートセンターの設置及び運営
　　①　訪問看護ステーション関係者等からの相談対応
　　訪問看護ステーション関係者等からの法令、報酬、運営及び関係機関との連携体制づくり等に関する相談に対応するため、電話又は面接による随時対応可能な相談窓口の設置及び運営

　　②　訪問看護に関する情報収集と関係機関への情報の提供
　　ア　訪問看護相談対応におけるＱ＆Ａの作成
　　イ　訪問看護に関する研修情報や制度改正等関連有益情報の収集及び訪問看護ステーションへの提供
　　ウ　訪問看護ステーションへの現地支援
　　訪問看護ステーションからの要請に応じて、在宅療養診療所等の医療機関や介護サービス事業所等との連携やステーションの立ち上げ等の現地支援を行う。
　　エ　各圏域のステーション情報交換会等活動報告会の実施
　　③　県民への訪問看護サービスの周知広報の実施
　２　訪問看護ステーションサポートセンター運営委員会の設置及び運営

訪問看護推進人材育成事業㊫

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	九州看護福祉大学	負担割合	基金１０／１０　（地域医療再生基金）
平成26年度予算額	25,000千円	（根拠法令等） 熊本県地域医療再生計画	
平成25年度予算額	33,848千円		

＜目　　的＞

訪問看護推進に資する人材を育成することで、住み慣れた自宅や地域での暮らしを支え、医療機関から在宅療養への円滑な移行を進めるために、在宅療養支援体制の整備を図る。

＜事業内容＞

１　訪問看護師等人材育成研修事業

①　訪問看護師の養成研修（平成２４年度～）
　　対象者：潜在看護師（結婚、育児等により離職した看護師）

②　訪問看護ステーションの管理者スキルアップ研修（平成２４年度～）
　　対象者：訪問看護ステーションの管理者

③　現任訪問看護師の専門分野スキルアップ研修（平成２４年度～）
　　対象者：現任訪問看護師

④　退院支援・退院調整を行う看護師の養成研修（平成２３年度～）
　　対象者：医療機関に勤務する看護師

２　新卒者等を対象とする訪問看護師育成プログラムの開発（研究事業）

訪問看護ステーション等立上げ支援事業㊫

（事業開始年度：平成25年度）

実施主体	法人又は保険医療機関（病院及び診療所）	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金、地域医療再生基金）
平成26年度予算額	36,040千円	（根拠法令等） 熊本県地域福祉基金運営要綱 熊本県地域医療再生計画	
平成25年度予算額	13,380千円		

＜目　　的＞

医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県内全域で訪問看護を利用できる体制を整備する。

＜事業内容＞

訪問看護サービスの提供体制が不十分な条件不利地域等において、新たに訪問看護サービスを立ち上げる事業所に対して、立上げまでに必要な初期費用や立上げ後１２ヵ月間の運営経費を助成する。

【対象事業】

次の方法により条件不利地域等において新たに訪問看護サービスを開始する事業所

・訪問看護ステーションの設置
・訪問看護みなし指定機関として医療機関によるサービス開始
・訪問看護ステーションのサテライト設置
・複合型サービス事業所の設置　等

【助成の内容】

（１）立上げまでに必要な初期費用への助成
　　立上げまでに必要な、訪問車・医療機器等の備品等購入経費、家賃・人件費等の管理運営経費に対する助成

（２）立上げ後の運営経費への助成
　　立上げ後、１２ヵ月間の経営安定に必要な運営費に対する助成

中山間地域等在宅サービス提供体制モデルづくり事業(単)

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	市町村等中山間地域で在宅サービス提供体制づくりに取り組む団体	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	7,428千円	（根拠法令等） 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	7,428千円		

＜目　　的＞

県と市町村等の連携事業として中山間地域における在宅サービス提供体制モデルを創出し、広く県内への普及を図り、地域の実情に応じた介護・福祉サービス、生活支援サービス等の在宅生活の基盤づくりに取り組む。

＜事業内容＞

１　事業概要

市町村等は県と連携し、中山間地域等における在宅サービス提供体制づくりのため、住民、在宅サービス事業者等の参加による検討会等の開催により地域ビジョンを構築し、在宅サービスや住民参加型の生活支援サービスの整備、運営に取り組む。

２　県の役割

①□市町村等への助成

ア　市町村等活動経費（上限５０万）

イ　施設整備費（補助率１／２，上限１００／１施設、１市町村２施設程度）

ウ　立上げ期の運営費の助成（定額１０万円／月、１市町村２施設程度）

②　市町村等で開催する住民ワークショップ等現地活動への参加

③　事業に取り組む市町村間の情報交換会の開催

④　モデル事業の成果を他の市町村へ普及

(新) 介護予防・生活支援サービス構築支援事業(単)

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	2,403千円	（根拠法令等） 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	－千円		

＜目　　的＞

介護予防・生活支援サービス提供体制がなされることにより、高齢者が住みなれた家や地域で安心して住み続けることができる仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを実現するために市町村を支援する。

＜事業内容＞

１　市町村、地域包括支援センター職員等を対象とした先進事例の紹介等の研修開催

２　市町村に、介護予防・生活支援アドバイザーを派遣し、施策や仕組みづくりに関する提案、ノウハウの助言等を行う

地域密着型サービス普及促進事業(単)

（事業開始年度：平成22年度）

実施主体	県（委託先：熊本県宅老所・グループホーム連絡会）	負担割合	基金１０／１０　（地域福祉基金）
平成26年度予算額	1,961千円	（根拠法令等） 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成25年度予算額	1,961千円		

＜目　　的＞

介護が必要になってもできるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを推進するため、在宅生活を２４時間３６５日支えるサービスである小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備促進に向けた事業者等の育成を図る。

＜対　　象＞
地域密着型サービス事業所（開設予定者を含む）及び地域密着型サービスに興味のある者等
＜事業内容＞
１　事業所向けの研修の開催
地域密着型サービス事業所（開設予定者を含む）への地域包括ケアの推進拠点としての新たな役割等についての研修を県内５圏域程度で開催する。
２　事業所開設予定者等への随時アドバイス（相談窓口の設置）
事業所開設予定者等からの相談について、電話により随時対応し、アドバイス等を行うため相談窓口を県内に開設する。また、必要に応じて、訪問による相談対応も併せて行う。

「（新）」は新規事業、「（単）」は県単独事業を表す

（2） 社会福祉課　事業体系

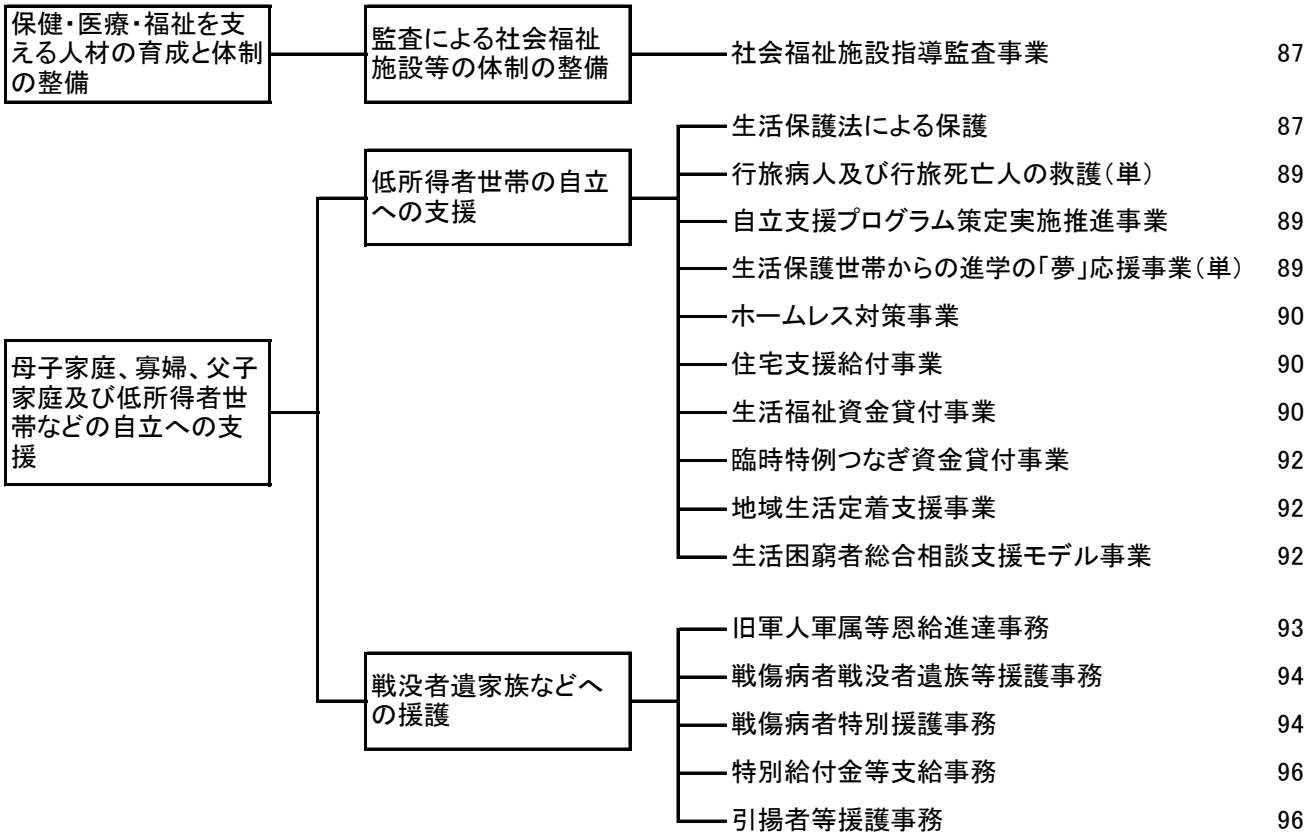

社会福祉施設指導監査事業

（事業開始年度：平成３年度）

実施主体	県	負担割合	県　１０／１０　（一部 国１／２）
平成26年度予算額	2,756千円	（根拠法令等） 社会福祉法人指導監査要綱の制定について （厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）	
平成25年度予算額	2,896千円		

＜事業内容＞

社会福祉法人及び同法人が運営する社会福祉施設等の適正な運営確保を目的に、指導監査を実施する。

また、指導監査結果について、指摘事項の早期改善を図るとともに、福祉サービスを利用する県民等へ情報を提供するために、公表（県庁ホームページに掲載等）する。

生活保護法による保護

（事業開始年度：昭和25年度）

実施主体	県、市	負担割合	国３／４　県、市１／４
平成26年度予算額	(県分)3,699,895千円	（根拠法令等） 生活保護法	
平成25年度予算額	(県分)3,130,369千円		

＜目　　的＞

生活に困窮する者の最低生活を保障し、その自立を助長するための援助を行う。

＜対　　象＞

利用しうる資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない者

＜事業内容＞

困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、要保護者個々の需要に応じた援助を行う。

①生活扶助　②住宅扶助　③教育扶助　④介護扶助　⑤医療扶助　⑥出産扶助　⑦生業扶助　⑧葬祭扶助

被保護世帯数　（月平均）

年度	県計			郡部			市部			全国平均
	被保護世帯数	被保護人員数		被保護世帯数	被保護人員数		被保護世帯数	被保護人員数		保護率
	実数	実数	保護率	実数	実数	保護率	実数	実数	保護率	
H21	14,366	19,435	10.70	1,174	1,506	4.23	13,192	17,928	12.28	13.8
H22	15,991	21,893	12.09	1,296	1,703	4.80	14,695	20,190	13.87	15.2
H23	17,220	23,565	13.00	1,383	1,829	5.16	15,837	21,736	14.91	16.2
H24	18,425	25,149	13.92	1,460	1,939	5.50	16,965	23,210	15.96	16.8
H25	19,264	26,212	14.50	1,568	2,094	5.94	17,696	24,118	16.58	

※保護率は‰（パーミル：1000分の1）　四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

※平成18年度から平成21年度については、市町村合併により、郡部から市部へケース移管が行われている。

※保護停止中を含む。

被保護世帯類型　（その１）　（県計：月平均）

年度	高齢者		母子		傷病、障がい者		その他		合計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
H21	7,013	48.9	744	5.2	5,019	35.0	1,565	10.9	14,340	100
H22	7,346	46.1	863	5.4	5,642	35.4	2,090	13.1	15,941	100
H23	7,676	44.8	932	5.4	6,119	35.6	2,424	14.1	17,151	100
H24	8,131	45.3	1,010	5.6	6,012	33.5	2,804	15.6	17,957	100
H25	8,647	45.2	1,016	5.3	6,493	33.9	2,994	15.6	19,150	100

※四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

※保護停止中を含まない。

被保護世帯類型　（その２）　　平成25年度（県計：月平均）

区分		世帯数		構成比	
単身者	高齢者世帯	7,775	14,711	40.6	76.8
	傷病・障がい者世帯	4,971		26.0	
	その他の世帯	1,965		10.2	
二人以上の世帯	高齢者世帯	872	4,440	4.6	23.2
	母子世帯	1,016		5.3	
	傷病・障がい者世帯	1,522		7.9	
	その他の世帯	1,030		5.4	

※四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。
※保護停止中を含まない。

世帯の労働力類型別被保護世帯　　（月平均）

年度	県計				郡部				市部			
	稼働世帯		非稼働世帯		稼働世帯		非稼働世帯		稼働世帯		非稼働世帯	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
H21	1,432	10.0	12,908	90.0	108	8.0	1,244	92.0	1,324	10.2	11,664	89.8
H22	1,694	10.6	14,247	89.4	105	8.2	1,182	91.8	1,589	10.8	13,065	89.2
H23	1,875	10.9	15,276	89.1	125	9.1	1,246	90.9	1,750	11.1	14,031	88.9
H24	2,140	11.7	16,170	88.3	150	10.6	1,268	89.4	1,991	11.8	14,901	88.2
H25	2,426	12.7	16,724	87.3	195	12.6	1,352	87.4	2,231	12.7	15,372	87.3

※四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。
※保護停止中を含まない。

扶助別人員構成　　（月平均）

年度	県計												
	人員計	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		その他の扶助	
	（延）	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
H21	49,834	16,740	33.6	13,038	26.2	1,223	2.5	2,592	5.2	15,350	30.8	891	1.9
H22	56,174	19,056	33.9	14,836	26.4	1,352	2.4	2,777	5.0	17,204	30.6	949	1.7
H23	60,616	20,464	33.8	16,026	26.4	1,451	2.4	3,025	5.0	18,583	30.7	1,067	1.8
H24	64,873	22,015	33.9	17,335	26.7	1,564	2.4	3,300	5.1	19,515	30.1	1,144	1.8
H25	69,171	23,080	33.4	18,340	26.5	1,709	2.5	3,771	5.4	20,946	30.3	1,325	1.9

※四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。
※保護停止中を含まない。

行旅病人及び行旅死亡人の救護㊫

（事業開始年度：明治32年度）

実施主体	市町村	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	868千円	（根拠法令等） 行旅病人及行旅死亡人取扱法 熊本県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する要領 （S62.7.17社福第733号）	
平成25年度予算額	868千円		

＜目　　的＞

身元不明の病人及び死亡人の救護を行う。

＜対　　象＞

歩行に堪えない行旅中の病人等で療養の途を有せず、かつ救護者のいない者及び行旅中の死亡者で引取人のいない者

＜事業内容＞

上記の者の救護に要した経費を法に基づき負担する。（指定都市を除く）

自立支援プログラム策定実施推進事業

（事業開始年度：平成23年度）

実施主体	県	負担割合	基金１０／１０（緊急雇用創出基金）
平成26年度予算額	144,296千円	（根拠法令等） 熊本県緊急雇用創出基金事業（「住まい対策」分）	
平成25年度予算額	134,995千円		

＜目　　的＞

生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図ることを目的とする。

＜対　　象＞

熊本県内（熊本市を除く。）の生活保護受給者のうち、本事業による支援が適当であると福祉事務所長が判断し、自らも参加に同意した者

＜事業内容＞

1　就労意欲喚起等支援事業

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援等を行う。

2　精神障がい者の社会的な居場所づくり等支援事業

精神科病院等を退院した被保護者に対し、家事・服薬管理の生活指導、地域住民との交流の場の提供、社会福祉施設等における退院後の訓練を行うこと等により、居宅生活継続の支援等を行う。

3　子どもの健全育成支援事業

生活保護の被保護者を対象に、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援を行い、子どもの健全育成を図る。

4　新　中間的就労体験支援事業

生活保護の被保護者で、さまざまな理由から一般就労が困難である者に対して、中間的就労（就労体験・ボランティア活動等）の場を提供し、参加してもらうことで、地域社会との交流の維持、就労慣習の向上を図り、地域社会で自立した生活を送ることを支援する。併せて、受入先の開拓を行う。

生活保護世帯からの進学の「夢」応援事業㊫

（事業開始年度：平成21年度）

実施主体	県	負担割合	県１０／１０
平成26年度予算額	18,122千円	（根拠法令等） 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項	
平成25年度予算額	20,565千円		

＜目　　的＞

生活保護世帯から大学等での就学を希望する者に対して、その生活費を貸し付けることにより、自立の意欲を高め将来的に貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

＜対　　象＞

生活保護世帯から世帯分離された子どもで、大学等（大学・短大・専修学校・各種学校・熊本県立技術短期大学校・熊本高等技術訓練校）で就学する者

＜事業内容＞
大学等で就学する者の生活費（生活保護基準の居宅（第１類）に掲げる額のうち年齢区分12歳～19歳に対応する額を限度）
（参考）平成23年度　熊本市居住者の場合　月額38,290円以内

ホームレス対策事業

（事業開始年度：平成21年度）

実施主体	県	負担割合	基金10／10　（緊急雇用創出基金）
平成26年度予算額	46,918千円	（根拠法令等） ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 熊本県緊急雇用創出基金事業（「住まい対策」分）	
平成25年度予算額	49,681千円		

＜目　　的＞
ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者（ 以下「ホームレス等」という。） 、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（ ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。） に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業を一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援する。
＜対　　象＞
本事業において対象とするホームレス等及び生活困窮者は、いずれも熊本県内（ 熊本市を除く。） において起居している者
＜事業内容＞
1　ホームレス総合相談推進事業
（1）巡回相談指導等事業
（2）相談活動推進事業
2　ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

住宅支援給付事業

（事業開始年度：平成21年度）

実施主体	県	負担割合	基金１０／１０　（緊急雇用創出基金）
平成26年度予算額	16,894千円	（根拠法令等） 住宅手当緊急特別措置事業の実施について （H21.7.9社援発0709第7号厚生労働省社会・援護局長通知） 熊本県緊急雇用創出基金事業（「住まい対策」分）	
平成25年度予算額	16,934千円		

＜目　　的＞
離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、家賃の一部又は全部を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。
＜対　　象＞
離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者であって、収入・預貯金等の各種要件を満たす者
＜事業内容＞
・住宅支援給付の支給
・住宅確保・就労支援員による就労支援等の実施

生活福祉資金貸付事業

（事業開始年度：昭和30年度）

実施主体	熊本県社会福祉協議会	負担割合	原資　国２／３　県１／３、国３／４　県１／４ 事務費　国１／２　県１／２（一部　国１０／１０）
平成26年度予算額	原資　－千円 事務費 25,424千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策等事業の実施について （H17.3.31社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）	
平成25年度予算額	原資　－千円 事務費 26,324千円		

＜目　　的＞
低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

＜対　　象＞
　低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
＜事業内容＞
　「生活福祉資金の種類」掲載の低利資金貸付けと必要な相談支援を一体的に行う。貸付窓口は、市町村社会福祉協議会で、県は事務費に対して助成する。

＜生活福祉資金の種類（H21.10.1改正）＞

<table>
<tr><th colspan="2">資金の種類</th><th>内　　容</th><th colspan="2">貸付限度額</th><th>保証人
貸付利子</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th></tr>
<tr><td rowspan="4">総合支援資金</td><td rowspan="3">生活支援費</td><td rowspan="3">生活再建までの間に必要な生活費用</td><td>二人以上世帯</td><td>月額20万円以内</td><td rowspan="5">保証人あり
無利子

保証人なし
年1.5%</td><td rowspan="2">最終貸付の日から6月以内</td><td rowspan="5">据置期間経過後20年以内</td></tr>
<tr><td>単身世帯</td><td>月額15万円以内</td></tr>
<tr><td>住宅入居費</td><td>敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</td><td colspan="2">40万円以内</td><td rowspan="2">貸付の日から6月以内</td></tr>
<tr><td>一時生活再建費</td><td>生活を再建するため一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用</td><td colspan="2">60万円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福祉資金
※</td><td>福祉費</td><td>日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用</td><td colspan="2">580万円以内
（資金の用途に応じて目安額あり）</td><td>保証人あり
無利子
保証人なし
年1.5%</td><td>貸付の日から6月以内</td><td>据置期間経過後20年以内</td></tr>
<tr><td>緊急小口資金</td><td>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</td><td colspan="2">10万円以内</td><td>保証人不要
無利子</td><td>貸付の日から2月以内</td><td>据置期間経過後8月以内</td></tr>
<tr><td rowspan="5">教育支援資金</td><td rowspan="4">教育支援費</td><td rowspan="4">低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に修学するために必要な経費</td><td>高校</td><td>月額3.5万円以内</td><td rowspan="5">保証人不要
無利子</td><td rowspan="5">卒業後6月以内</td><td rowspan="5">据置期間経過後20年以内</td></tr>
<tr><td>高専</td><td>月額6万円以内</td></tr>
<tr><td>短大</td><td>月額6万円以内</td></tr>
<tr><td>大学</td><td>月額6.5万円以内</td></tr>
<tr><td>就学支度費</td><td>低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学への入学に際し必要な経費</td><td colspan="2">50万円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不動産担保型生活資金</td><td>不動産担保型生活資金</td><td>低所得の高齢世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金</td><td colspan="2">土地の評価額の7割程度
月額30万円以内
(貸付期間)
　借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</td><td>推定相続人の中から選任
年３％又は長期プライムレートのいずれか低い利率</td><td rowspan="2">契約の終了後３月以内</td><td rowspan="2">据置期間終了時</td></tr>
<tr><td>要保護世帯向け不動産担保型生活資金</td><td>要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金</td><td colspan="2">土地・建物の評価額の7割程度
生活扶助費の1.5倍以内
(貸付期間)
　借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</td><td>保証人不要
３％又は長期プライムレートのいずれか低い利率</td></tr>
</table>

※　福祉資金については、東日本大震災により被災した低所得世帯の特例あり

臨時特例つなぎ資金貸付事業

（事業開始年度：平成21年度）

実施主体	熊本県社会福祉協議会	負担割合	国１０／１０
平成26年度予算額	4,901千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策等事業の実施について （H17.3.31社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知） 臨時特例つなぎ資金の貸付けについて （H21.7.28厚生労働省発社援0728第10号厚生労働事務次官通知）	
平成25年度予算額	－千円		

＜目　　的＞

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、その自立を支援することを目的とする。

＜対　　象＞

住居のない離職者であって、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている等の各種要件を満たす者

＜事業内容＞

貸付金額の限度額は10万円以内。貸付窓口は、市町村社会福祉協議会で、県は平成21年度～平成23年度分の貸付原資等を一括して補助している。

地域生活定着支援事業

（事業開始年度：平成22年度）

実施主体	県	負担割合	国１０／１０
平成26年度予算額	25,000千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策等事業の実施について （H17.3.31社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）…「地域生活定着促進事業実施要領」	
平成25年度予算額	24,624千円		

＜目　　的＞

高齢であり、又は障がいを有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所等と協働して進める役割を担う「熊本県地域生活定着支援センター」を設置し、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

＜対　　象＞

矯正施設退所予定者等

＜事業内容＞

① コーディネート業務
② フォローアップ業務
③ 相談支援業務

生活困窮者総合相談支援モデル事業

（事業開始年度：平成25年度）

実施主体	県	負担割合	国１０／１０
平成26年度予算額	60,128千円	（根拠法令等） セーフティネット支援対策等事業の実施について （H17.3.31社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）	
平成25年度予算額	40,065千円		

＜目　　的＞

生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状態にあった支援計画の作成や既存の関係事業との連携等を含めた支援を包括的に行い、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援することを目的とする。

＜対　　象＞
　生活困窮者（対象地域：八代市、天草市、玉名郡）
＜事業内容＞
　生活困窮者からの相談を受け付けるための窓口設置及び支援実施のための支援員配置を行い、相談者の状態に応じて、適切な他機関へのつなぎやハローワークへの同行訪問等の支援を実施する。

旧軍人軍属等恩給進達事務

（事業開始年度：昭和28年度）

実施主体	県	負担割合	国１０／１０
平成26年度予算額	710千円	（根拠法令等）	
平成25年度予算額	709千円	恩給法	

＜対　　象＞
　旧軍人・軍属
＜事業内容＞
　旧軍人・軍属等に係る各種恩給の請求指導及び国への進達

年金恩給の種類と対象者

種類			対象者	恩給額（平成21年度最低保障額）
本人に対する給付	普通恩給		実在職年数が最短恩給年限以上の者（長期在職者）	65歳以上の場合　1,132,700円 65歳未満の場合　849,500円
			実在職年数が最短恩給年限未満の者（短期在職者）で65歳以上の者又は傷病恩給や戦傷病者・戦没者遺族等援護法による障害年金受給者	実在職9年以上　849,500円 実在職6年以上　679,600円 実在職6年未満　568,400円
	傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により、重度の障がいを有する者　（在職年数に関係なく、原則として普通恩給が併給）	障がいの程度に応じて 1,853,000円～9,729,100円
		傷病年金	公務に起因する傷病により、比較的軽度の障がいを有する者	障がいの程度に応じて 961,000円～1,686,000円
		特例傷病恩給	昭和16年12月８日以後、本邦等で職務に関連して受傷罹病し、障がいを有する旧軍人等	障がいの程度に応じて 743,000～7,417,100円
遺族に対する給付	普通扶助料		普通恩給受給者の遺族	長期在職　792,000円 実在職9年以上　594,000円 実在職6年以上　475,200円 実在職6年未満　404,800円
	公務関係扶助料	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族（戦没者の遺族がその代表例）	1,814,000円 （遺族加算額含む額　1,966,800円）
		増加非公死扶助料	公務以外の事由により死亡　（平病死）　した増加恩給受給者の遺族	1,420,700円 （遺族加算額含む額　1,573,500円）
		特例扶助料	昭和16年12月８日以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族	
	傷病者遺族特別年金		平病死した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族	傷病年金や第１款症以上404,800円 （遺族加算額含む額　557,600円） 第２款症以下　303,600円 （遺族加算額含む額　456,400円） （平成22年10月以降456,400円）

戦傷病者戦没者遺族等援護事務

（事業開始年度：昭和27年度）

実施主体	県	負担割合	国１０／１０
平成26年度予算額	1,184千円	（根拠法令等） 戦傷病者戦没者遺族等援護法	
平成25年度予算額	1,249千円		

＜対　　象＞

旧軍人・軍属又は準軍属及びその遺族

＜事業内容＞

軍人・軍属又は準軍属に係る各種年金等の請求指導及び国への請求書の進達

戦没者遺族相談員の研修

年金等給付の種類

	年金等種別	給付の内容	年金額
本人に対する給付	障害年金	公務傷病又は勤務関連傷病により一定程度以上の障がいを有する者に給する。	公務傷病　9,729,100～ 961,000円 勤務関連　7,417,100～ 743,000円
	障害一時金	障がいの程度が第１款症から第５款症までの者は障害一時金を選択できる。	公務傷病　6,088,000～ 2,855,000円 勤務関連　4,640,900～ 2,177,100円
遺族に対する給付	遺族年金（遺族給与金）	公務傷病により死亡した者の遺族に給する。	公務傷病死　先順位者　1,966,800円 後順位者　72,000円
	弔慰金	公務又は勤務関連傷病により死亡した者の遺族に給する（遺族年金（遺族給与金）に併給）。	50,000円
	特例遺族年金（特例遺族給与金）	勤務関連傷病により死亡した者の遺族に給する。	勤務関連死　先順位者　1,573,500円 後順位者　56,400円
	平病死遺族年金（平病死遺族給与金）	第１款症以上公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に給する。	先順位者　1,573,500円 後順位者　56,400円
	障害者遺族特例年金（障害者遺族特例給与金）	勤務関連又は第２款症以下公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に給する。	勤務関連疾病第1款症以上　557,600円 第2款症以下　456,400円
	特設年金（特設給与金）	公務傷病等に併発したと考えられる疾病により、一定期間内に死亡した者の遺族に給する。	公務疾病後の併発死亡　456,400円 勤務関連疾病後の併発死亡　355,000円

（注）（　）内は準軍属に係る遺族給付の名称

先順位者:子、孫、父母等

戦傷病者特別援護事務

（事業開始年度：昭和38年度）

実施主体	県	負担割合	国１０／１０
平成26年度予算額	619千円	（根拠法令等） 戦傷病者特別援護法	
平成25年度予算額	674千円		

＜対　　象＞

戦傷病者手帳所持者

＜事業内容＞

軍人軍属等であった者で、国が公務上の負傷・疾病と認めた者に対し、療養給付などの援護を行う。

<table>
<tr><th>種　　類</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><td>戦傷病者手帳の交付</td><td colspan="3">日本国籍を有する軍人、軍属等であって恩給法による公務疾病の程度が、款症以上（旧軍人、準軍人は第４目症以上）の障がい及び公務上の傷病のため、厚生労働大臣が療養を必要と認めた者に対して交付する。</td></tr>
<tr><td>療養の給付</td><td colspan="3">戦傷病者（戦傷病者手帳の交付を受けた者）が公務上の傷病により療養を受ける必要があるときは療養の給付を行う。</td></tr>
<tr><td>療養手当の支給</td><td colspan="3">療養の給付を受けている者で引続き１年以上入院している者に対して、月額29,400円を支給する。ただし、傷病恩給等受給者を除く。</td></tr>
<tr><td>葬祭費の支給</td><td colspan="3">療養の給付を受けている者が死亡した場合に、その葬祭を行った者に199,000円を支給する。</td></tr>
<tr><td>更生医療の給付</td><td colspan="3">公務上の傷病により傷病の程度が第５款症以上の戦傷病者が更生医療を必要とするときは、更生のため必要な医療の給付を行う。</td></tr>
<tr><td>国立保養所への収容</td><td colspan="3">公務上の傷病で、傷病の程度が第２項症以上の重度障がい者に対し、国立保養所に収容し、療養させることができる。</td></tr>
<tr><td>補装具の支給及び修理</td><td colspan="3">視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい及び中枢神経機能障がい又は肢体不自由の状態にある戦傷病者に対し、補装具の支給及び修理を行う。（ほぼ第３款症以上のもの）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ＪＲ無賃乗車（船）券急行券引換証の交付</td><td colspan="3">傷病の程度が目症以上の者に対し、毎年その障がいの程度に応じ、乗車（船）券、急行券引換証を交付する。（障がい区分は新法によるものである。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">戦傷病者の障がいの程度</td><td colspan="2">乗車券引換証枚数（年度間）</td></tr>
<tr><td>甲種（戦傷病者と介護者）</td><td>乙種（戦傷病者単身）</td></tr>
<tr><td>特別項症
第１項症
第２項症</td><td>12枚</td><td>－</td></tr>
<tr><td>第３項症
第４項症</td><td>－
1枚
2枚
3枚
4枚
5枚
6枚</td><td>12枚
10枚
8枚
6枚
4枚
2枚
－</td></tr>
<tr><td>第５項症
第６項症
第１款症（旧第７項症）</td><td>－
1枚
2枚
3枚</td><td>6枚
4枚
2枚
－</td></tr>
<tr><td>第２款症（旧第１款症）
第３款症（旧第２款症）
第４款症（旧第３款症）
第５款症（旧第４款症）</td><td>－
1枚
2枚</td><td>4枚
2枚
－</td></tr>
<tr><td>第１目症
第２目症
第３目症
第４目症</td><td>－
1枚</td><td>2枚
－</td></tr>
</table>

特別給付金等支給事務

（事業開始年度：昭和38年度）

実施主体	県	負担割合	国１０／１０
平成26年度予算額	7,341千円	（根拠法令等） 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	
平成25年度予算額	7,137千円		

＜対　　象＞

1　戦没者等の妻に対する特別給付金　…次の要件を満たす者

(1) 昭和６年９月18日　（満洲事変）　以後の、公務起因により死亡した者の妻　（事実婚を含む）

(2) 基準日において次の給付を受ける権利を有する妻

①公務扶助料　②特例扶助料　③遺族年金　④遺族給与金　⑤旧令共済組合殉職年金

⑥郵政省共済組合殉職年金　⑦日本鉄道共済組合殉職年金　⑧日本電信電話共済組合殉職年金

2　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

(1) 受給資格要件

①死亡者の死亡当時における三親等内の親族であること

②遺族の中に年金給付　（遺族年金、遺族給与金、公務扶助料等）　の受給権を有する遺族がいないこと

③日本国籍を有していること

④死亡者との親族関係が終了（離縁）していないこと

(2) 支給順位　…※父母から兄弟姉妹までについては、生計関係等により順位の条件がある。

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、左記以外の３親等内の親族

3　戦傷病者等の妻に対する特別給付金

(1) 戦傷病者等と婚姻（事実上の婚姻を含む）している妻であること

(2) 戦傷病者等と離婚（事実上の離婚を含む）していないこと

(3) 戦傷病者等が年金給付（障害年金、増加恩給、傷病年金等）を受けていること

(4) 日本国籍を有していること

4　戦没者の父母等に対する特別給付金　…次の要件を満たす者

(1) 昭和６年９月18日(満洲事変)以後に公務起因による負傷または疾病により死亡した者の父母又は祖父母

(2) 戦没者死亡当時、その戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、かつその後、氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった父母または祖父母

(3) 基準日において、次の給付を受ける権利を有する者

①公務扶助料　②特例扶助料　③遺族年金　④遺族給与金　⑤旧令共済組合殉職年金

⑥郵政省共済組合殉職年金　⑦日本鉄道共済組合殉職年金　⑧日本電信電話共済組合殉職年金

(4) 父母等の特例

①先順位者又は他に受給権者がいるため、上記の給付を受ける権利を有しない父母等は特別給付金の受給権を有するとみなす。②60歳未満等により年金等の受給権を有しない者は特別給付金受給権を有するとみなす。

＜事業内容＞

戦没者等の遺族に対する各種給付金の請求指導及び裁定

引揚者等援護事務

（事業開始年度：昭和56年度）

実施主体	県、市町村	負担割合	国３／４　県、市１／４（一部国１０／１０）
平成26年度予算額	38,641千円	（根拠法令等） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
平成25年度予算額	26,874千円		

＜対　　象＞

中国残留孤児、中国残留婦人

＜事業内容＞

1　中国残留邦人の帰国手続き及び帰国後の定着自立の援護を行う。

2　中国残留邦人帰国者の老後の生活の安定を図るため、老齢基礎年金の満額支給を補完する生活支援（支援給付：生活保護の例により実施）を行う。

3　中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう地域社会における生活支援等（通訳の派遣、日本語教育の支援等）を行う。